

決 算 特 別 委 員 会 記 錄

とき 令和7年9月24日

国 分 寺 市 議 会

決 算 特 別 委 員 会

令和7年9月24日（水）

○ 出 席 委 員

委 員 長	皆 川 りうこ		
副 委 員 長	田 中 政 義		
委 員	鈴 木 ちひろ	高 野 ふみお	脇 村 たいき
	対 馬 ふみあき	中 山 ご う	寺 嶋 たけし
	小 坂 まさ代	松 岡 ま り	高 瀬 かおる
	鳥 居 あかね	森 田 たかし	だ て 淳一郎
	星 いつろう	はせべ 豊 子	久 保 けいこ
	はぎの 英 輔	新 海 栄 一	

○ 審 査 事 項

- 議案第68号 令和6年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 令和6年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 令和6年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について

午前9時30分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。ただいまから決算特別委員会を開会いたします。



○皆川委員長 それでは、議案第68号 令和6年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本日は決算特別委員会の最終日となりますので、委員各位及び行政側の皆様の特段の御協力をお願いいたします。

それでは、本日は、一昨日に引き続きまして、款8、土木費、項3、都市計画費の148、149ページから質疑を行いたいと思いますが、22日に保留となっていた箇所からの御答弁をお願いいたします。

○古谷交通対策課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

前回保留になっておりました3件につきまして、ちょっとお時間いただきまして、申し訳ありません。御報告させていただきます。

まず、運賃改定に係る市民意見の募集期間についてです。こちらにつきましては、道路運送法第9条第5項において市民意見を聴くことについては定められておりますが、その期間については明確に定められているものではございません。今回設定しました期間につきましては、他市での実施状況を踏まえ、本市を管轄する運輸局との調整により決定したものとなっております。

続きまして、再配分の考え方が発案された日、またはそれが決定した日付となります。こちらにつきまして、運賃改定案は、昨年の10月24日、市長決裁の協議運賃案の決定についてにより決定しているところとなっております。その後、運転士不足問題がさらに大きな問題となってきたことを踏まえ、これを改善する必要があったことから、令和7年度予算において処遇改善費として再配分の予算を計上したところとなっております。

最後になりますが、運賃改定後の収支見込みと現状についてとなります。こちらにつきましては、令和6年10月24日開催の建設環境委員会へ資料として提出しておりますが、この資料におきまして、令和5年度の運賃収入実績を2倍した運賃200円を想定した補助金額を予測しております。

この資料によりますと、令和5年度の補助額約9,000万円に対し、約2,200万円へ下がるということを御報告させていただいております。ただし、これは単純に運賃収入を倍にしたものであります、利用客数の減少等は考慮されておりませんので、実際とは異なるものとなっております。

また、運賃改定後の収支につきましては、先日開催されました建設環境委員会へ資料として、「ぶんバス運賃改定後の利用客数等について」を提出させていただいておりまして、7月末時点では、ぶんバス全体で利用客数は24%の減、運賃収入については44%の増になっていると御報告させていただいております。

なお、運賃200円にさせていただいておりますが、この状態でもまだ赤字運行となっておりまして、こちらを黒字にするためには200円では到底足りないという状況となっていることを御報告させていただきます。

なお、最終的な補助金額につきましては、その月の出っ込み引っ込みがございますので、3月末に確定いたしますので、この御報告については、あくまでも現時点での状況となりますことを御承知おきいただければと思います。

○皆川委員長 前回保留になっていた部分について御答弁いただきました。よろしいですか。

○中山委員 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず、意見募集の期間についてですが、期間についての定めはないということで、その後の答弁がよく分からなかつたんですけど、他市の実施状況を踏まえてということをおっしゃっていたと思うんですけど、他市も1週間であったということなんですね。他市も1週間でやっていたから。ただ、定めはないということなので、この期間を取ろうと思えば取れるわけですよね。そういう理解でよろしいですか。取らなかつた考え方は分かりましたけども、取ろうと思えば取れるという理解でいいのか、確認させてください。

○古谷交通対策課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中山委員 分かりました。

先日の委員会でも述べたように、11月15日号市報で、この200円ということを具体的に案内して、その1週間後の11月22日には決めてしまうというのは、やはり拙速だったと、やり方がちょっと早急過ぎるというふうに思います。

もう一つ、再配分の考え方のほうですけども、10月24日に市長決裁ということですが、11月22日の地域公共交通会議の決定を受けて、その後に市長決裁で値上げが決まったというような答弁が、以前あったような気がするんですけど、そのあたりの確認をさせてください。

○古谷交通対策課長 説明が不足していて大変申し訳ありません。10月24日に決定した内容につきましては、運賃改定の案の決定となっております。

○中山委員 分かりました。

その10月24日の案の決定のときには、再配分の考え方はなかつたということですね。その後、運転士不足の関係で、その再配分という考え方が出てきて、令和7年の施政方針に記載が出てきたということですね。

運転士不足って、この10月末からの問題でしたっけ。そもそも、運転士が足りなくて運行が継続できないというのが京王バスからの申出だったんじゃないかなと思うんですが、違いますか。

○古谷交通対策課長 確かにおっしゃるとおり、京王バスが撤退したのは運転不足という状況はありましたけど、その後、さらに、こちらの問題が大きな問題となってきたということを鑑みまして、再配分の考え方方にたどり着いたということとなっております。

○中山委員 大事な部分なので確認させていただきたいと思うんですけど、その後さらに拡大と今おっしゃいましたけど、どういった要因、どういった出来事があって、さらに大きくなつたのですか。

私は先ほど言ったように、もうずっと言われていた問題ですよね。法改正があって、労働条件の改善が進む中で、こういうバスもそうですし、大型輸送のそういう運転士不足というのは、もうずっと言われてきていて、そういった中で4月に京王バスからの撤退という申入れがあつたと。さらにその後、その運転士不足が深刻になつたということなので、どういう出来事があつたのかちょっと教えてください。

○塩野目副市長 このぶんバスですけども、昨年春先に京王バスが4路線全ての撤退を表明してきました。

我々とすれば、ぶんバスの存続、継続というのは、ひいては市民生活、環境の維持になりますので、何が何でも運行を止めてはいけないと。運行廃止は絶対避けなければいけないということで府内で議論を重ねてきました。

その後、夏頃にかけて、幾つもの事業者に協力依頼を行つてまいりました。様々な話をする中で、今、中山委員からもお話をありましたけれども、やはり一番の問題は運転士不足がありました。どうすれば打開できるのかということで、これも府内で何度も議論を重ねた結果、最終的には、やはり賃金を上げて運転士を確保するんだと、それしかないだろうということで、最終的に先ほど担当課長も申したように、10

月末になりますけども、庁内で運賃を値上げして、その出た利益については、運転士の処遇改善に回すんだという結論に至ったということです。

○中山委員 一定の流れは分かりました。ただ、やはりそのトピックスとしては、10月24日の決裁の後に不足がさらに深刻化したわけではないわけですね。その実態をよりつかんだということなわけですね、いろんなヒアリングを重ねて。ただ、そのヒアリングも夏頃というような答弁もありました。

これで終わりにしますけども、延べ数でいうと100万人かな、直近でいいますと。100万人の利用者への運賃の値上げですので、市民説明会でも、あれだけ反対という声があった中で、値上げの説明というのを、私はそもそも値上げ反対ですけども、するにしても、最初からきちんと、どういう理由で値上げするのかというところはきちんと固めてから説明するべきだったと。

先ほどの意見募集の期間で触れたような、その期間の問題もありますけども、なので問題もあるというか、それと関連して、早急にやり過ぎたがために、こういう理由も、いろいろ、市民から言わせると何か後から変わってきているんじゃないかと、そういう印象を市民は受けているわけですね。そういうやり方はよくないと思いますので、こういう市民への負担を求めるところでは、特にその理由を、どうしてその負担を求めるのかというところは、最初の入り口からしっかりと固めていただきたいというふうに思います。今後のいろんな政策も含めてですけど、一言いただいて終わります。

○塩野目副市長 100円から200円に上げるということで、我々も苦渋の決断だということはあります。

ただ、値上げしたとしても、先ほど申し上げたとおり、何が何でもぶんバスの運行を継続しなければならないということがありましたので、今回の判断に踏み切ったということです。

拙速なスケジュールではなかったのかという御指摘がありますけども、我々は京王バスから撤退の表明を受けた後は、しっかりとスケジュールを組んで、所定の手続を全て経て値上げに至ったということです。市とすれば拙速な対応ではなかったというふうには認識はしています。

○中山委員 拙速ではないと言われました。所定の手続が済んでいるのは理解をしております。さらに、最初に述べたように、運行を継続したことについては評価をしておりますので、その御努力は承知をしております。

ただ、やっぱりその上で、こういう進め方がどうだったのかというのはいろいろ思うわけで、そういう中で、先日も触れましたけど、資料第19号で出していただいたように、JRや公共交通機関含め、各地の障害者割引を導入している自治体では、こうやって介助者割引を導入しているわけですね。こういう情報も、私からすれば、やはり期間が短かったためにきちんと検討ができなかつたんじゃないかなというふうに思うわけです。

ただ、これについて、一定の答弁は一般質問等ありましたけど、早急にこの状況、障害者割引を導入している市が17市あって、国分寺市だけが介助者割引を導入していないということですので、これについては早急に改善を求めると思いますので、その点、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○塩野目副市長 この点は、一般質問でも御指摘を受けて、早速庁内でも調べたところあります。市長からも、この点については、介助者も含めて割引をということで指示を受けておりますので、可能な限り早急に対応を図ってまいりたいというふうに思います。

○新海委員 説明ありがとうございました。

100円を200円にして、200円でもまだ赤字ということですが、もともと100円が安過ぎるということは、当初から我々は言っておりました。同じ時期に始めた国立市は最初から170円ですから、バス会社と合わ

せた金額でやっていますので、国分寺市だけ突出して安いんですよね。ですから、最初から赤字が出るのは覚悟の上と。

それについて当時の市長は、「福祉政策なので、ある程度の市からの支出はやむを得ない」という答弁をしております。ただ、これは限度があるということで、本多ルートを入れるときに、さらに再度やりまして、最低でも150円にしてくれと。そのくらいにしておかないと、上げるときに大幅に上げることになるから、最初から150円くらいに上げておいて、さらにまた何年かたつたらもう一回上げるということ、それも提案いたしております。

ただ、本多ルートを入れるときは、その前に入れた東元町ルートが大幅な黒字であって、上げる理由が曖昧になってしまったと。要するに、東元町が、当時、日本一と言われるくらい黒字になつていて、そのあおりを食つて京王バスが、小金井行きのバスががらがらになつたと。だから、何日もしないうちに「値上げしてくれ」ということを言ってきました。だからそのときも150円を私は提案したけども、それも却下されて、結局100円がそのままずっと続いてきました。

ですから、今回、倍になった、要するに値上げ幅が非常に大きくなつたことは、徐々に上げていかないと、やっぱり国民健康保険のときもそうですけど、一遍に上げることになるので、ある程度、市のほうで見切りをつけて、この辺で上げる必要があるというのは、かなり早いうちに判断をするというのは必要だろうというふうに思っております。

実際に、これでも、200円にしても赤字が出ている。このまま続けますと、赤字幅はまだ増えます。なぜかというと自転車のほうが安いからですよ。本多ルートなんかは平らですから、自転車の人は何の苦労もなく乗っています。東元町ルートは坂があるので、そこは自転車では、なかなか上がるのが大変なので、ぶんバスに比較的乗っているということです。ですから、ぶんバスを上げる前に自転車の駐車料金を上げてくれと再三言っていますけど、それもやつていなかつた。ですが、これをやらない限り、ぶんバスは往復でそれぞれ200円かかるんです。自転車は1日置いといたって100円なんだから、自転車になるのは当たり前なんですね。ただ、自転車のほうが、実質的には、ぶんバスよりもはるかにお金がかかっているわけです。駅前の駐輪場を造るんだって20億円近くかかっているわけですから。だから自転車利用者のために税金を出している。自転車を使わない人は、その税金を全部、自転車の人のために負担しているわけですから、自転車の料金も200円か、400円とは言いませんけど、そのくらいに上げるのは、これから十分必要だと思っておりますので、その辺、どうお考えか、お聞かせください。

○塩野目副市長 ぶんバスの料金の設定について、新海委員のお話は私も記憶をしております。当時を振り返ってみれば、今日の状況が判断できなかつたということで、少し誤ったのかなという思いはあります。

また、自転車の値上げについても、これも過去から、特に新海委員のほうからは、要望、御意見がありました。この件についても、今回のぶんバスの値上げを教訓に、府内でしっかりと協議をして、市長ともしっかりと相談をしていきたいというふうに思います。

○新海委員 ぜひ、お願いします。

先ほどの障害者とか高齢者の件は、今、免許証を返納した人は無料になっているんですかね。あれが非常に喜ばれていますので、やっぱり高齢者に対しては、ある程度、無料バスを出していくのが必要だらうと思います。

それと20年近く100円で、ほかの市よりもはるかに安くやってきて、それでもありがたいと思っていない人もいるんですよ、少なからず。これだけ国分寺市は努力して、市民のために、皆さんのために苦労し

てやっていますと言っても、100円だったことはありがたいと思っていない人もいます。そういう人がいますから、決断するときは最初から赤字が出ないようなくらいの金額を設定するのは、これから必要だろうと思いますので、その辺もどうでしょうか。

○塩野目副市長 御指摘をしっかりと受け止めて、共有していきたいと思います。

○高野委員 もしかしたら、最初の説明でもう御説明いただいたかもしれないんですが、ちょっと聞き取れなかつたものですから、確認させください。

運転士の処遇改善のところで、運賃値上げによる増収を賃上げに反映するのはいつかというのを前回質問したところ、民間なので不明だということで、市は賃上げに関与すべきじゃないかという質問をして保留されたと思っていたんですけど、それへの御説明ってあったんでしたっけ。

○皆川委員長 答弁いただいたかと思うんですが。改めて、処遇改善の部分で御答弁いただければと思います。

○古谷交通対策課長 今年度の処遇改善等費につきましては、運行事業者のはうへお渡しする予算とはなっていますが、その中身、使い方につきましては運行事業者のはうの考え方に基づいてやっていただくということになっております。

○皆川委員長 前回も関与できないという言い方はされていたと思います。高野委員、よろしいですか。それでは、ぶんバスに関しまして。

○小坂委員 今までの質疑をお聞きしていまして、難しい判断が求められ続けてきた令和6年度だったと思っています。運行が維持できたことに関しての御尽力、評価させていただきます。

その上で、介助員の運賃について議論されていましたけれども、幾つか抜け落ちてしまった部分があり、この点は盛り込んでおいてから令和7年度を迎えていただきたかったなというふうに思っております。

私からは値上げの件に関してではなくて、ルート変更のことについてお伺いをしたいと思います。

1月から新庁舎が供用開始になり、ルート変更が行われました。日吉町ルートのバスが停車しなくなる郵政宿舎前、武藏国分寺公園東利用者の乗換の利便性を考えて、日吉町ルートの発着点を西国分寺駅東に決定したというふうに認識をしております。これについては、変更により困る市民が出ないのか、出るとなれば、どうしたら少しでも救えるのかという視点、とても重要だったのではないかなどと思い、評価をしているところですが、このルート変更に関しての乗り継ぎに関して、令和6年度、市が拾えた市民の声を受けての庁内の議論、周知の検討などについてお伺いをいたします。

○皆川委員長 令和6年度において、声があったかなかったかというところでお願ひいたします。

○古谷交通対策課長 乗り継ぎ廃止に関する御意見につきましては、いただいておりませんでした。

○小坂委員 ちょっと分かりづらくて失礼いたしました。

乗り継ぎは、そちらのバス停利用者に関して配慮して、乗り継ぎができるようというようなことで、当初、発着点を西国分寺駅東にされたと思います。そのことについては、令和6年度に市民の声が市に寄せられていたのかどうか、その声を基に、令和6年度の夏に御意見の募集があったかと思うんですけども、実際に市民の方から、乗り継ぎといいますか、その利便性のことについて御意見があったのか。また、庁内の議論の中で、その乗り継ぎに関して周知の検討などはされたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○古谷交通対策課長 日吉町ルートの2つのバス停を廃止するに当たりまして、乗り継ぎを希望する御意見はいただいておりませんでした。

周知に関する議論としましては、可能な限りの周知をするようにということで進めてきたところであります。

○小坂委員 ありがとうございます。市民からの声を受けてではなく、市が利用者に配慮をして、乗り継ぎができるようにしたということが分かりました。でも、実際には利用者がいなかつたということです。

私が地域を回っている中でも、ルート変更に関しては御意見がたくさん寄せられましたけれども、市が乗り継ぎの配慮をしたということについて御存じだった市民の方は残念ながらいなかつたので、周知が行き届かなかつたという側面もあるのではないかというふうに感じています。

また、乗り継ぎに関してですが、実際、10分程度、あちらで乗り継がなきやいけないという、待たなきやいけないということで、周知が行き届いていたとしても、なかなか利用者が伸びなかつたのではないかと思いつつ、先ほども申し上げましたが、変更による不利益を被る市民に対しての視点があつたというのは非常に重要だったなというふうに思います。

今後、こういったルート変更などある場合に、利用者の声などを丁寧にヒアリングして、使っていただけるような代替案を検討していただきたいと思います。一言いただきて終わります。

○古谷交通対策課長 今後、ルート変更等がある場合には、今いただきました御意見を基に、十分に市民に対応していきたいというふうに考えます。

○皆川委員長 それでは、148、149ページ、ほかにはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では次、150、151ページ。

○だて委員 私のほうからは監査委員の意見書の関連で伺います。

今回の決算特別委員会で、まだ監査委員の意見書に関連した質疑はこれで初めてかなというように思っているところでございますが、まず、長年にわたって代表監査を務めていただいた川合先生も、前期で勇退されて、監査委員も交代されたということで、新年度からは新しい代表監査、そして議選監査で木島議員もやっていただいているところでございます。本当に長年の代表監査に感謝申し上げたいなというよう思っているところでございます。

それで、今回この監査委員の意見書については、66ページですね。歳出についてのアのところです。多岐にわたって今回も指摘はされているんですが、労務費のところでは、このアで、緑と公園課の関係は都市公園維持管理に要する経費の部分であるということでありましたので、こちらで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この内容についてですが、この出納閉鎖までに、別の事務事業の予算を執行していることに気づかなかつたということで、この決算書の数値も異なるものになってしまっているということあります。具体的に詳細の部分について、この文章だけではちょっと読み取れないところが多いので、御説明等々いただきたいなと思います。お願いします。

○岡沢緑と公園課長 御説明の前に、おわび申し上げたいと思います。

このたびは、不適切な事務を執行し、誠に申し訳ございませんでした。事務執行上、あってはならないことと、大変重く受け止めております。今後、十分チェックを行い、再発防止を徹底し、適切な事務執行に努めてまいります。

事の経緯についてでございますが、決算の審査時に、監査委員より御指摘を受けまして、認識したというところでございます。

こちら、市立都市公園である並木町公園のトイレ清掃等委託に関して、令和6年6月から11月までの半年間、本来は、都市公園維持管理事務で予算を執行するところ、市立公園維持管理事務事業で予算を執行しておったという状況でございます。

並木町公園のトイレの清掃等の受託者に関しては、都市公園以外の公園である泉町多喜窪公園及び光町もみじ公園のトイレの清掃等委託も受託しております、先ほどの並木町公園のトイレと併せて、毎月3公園同時期に同じ額での請求がございます。伝票を起票するに当たりまして、複写機能を使用した際に、複写すべき事務事業先を誤って起票し、かつ押印決裁においても、担当者、係長、課長の確認不足により、このような誤りが生じたものと考えてございます。

今回の6か月間で約28万円の費用となります。こちらにつきまして、市立公園維持管理事務事業の樹木せん定等委託料におきまして契約差金等がございまして、この28万円という不足額が、この事務事業の中で発生しなかつたこと、また担当者、係長、課長は、誤っている認識を持たず、確認が不足していたことにより気づくことができず、振替伝票の手続も行うことができませんでした。

以上がその経緯でございます。

○島崎建設環境部長 本件につきましては、あってはならないことだということで、まずはおわびを申し上げます。

今回の予算執行につきましては、伝票の起票から決裁、それから出納閉鎖までの確認にわたって、複数の確認漏れがあったということになってございます。本件を受けまして、部内各課に対し、注意と併せて、決裁する際は誤りがあるかもしれないという意識を持って内容を確認するよう、意識の徹底を指示したところでございます。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○だて委員 御説明ありがとうございました。経緯について、また、なぜこういったことが起きたかということも含めて、今、御説明をいただきました。

端的に言うと、都市公園のところと市立公園のところで、この28万円という額が、決算書の数字も含めて逆になっていると、市立公園のほうに28万円プラスで計上されているということあります。

様々な要因が重なって、もしかしたら担当者の失念とか思い込みとかもあったかもしれませんし、今、御答弁があったように、チェック機能というものがうまく機能できていなかつたというところも非常に大きな問題であるというように思っているところでございます。

重要なところは、決算審査の場というところでもありますので、今申し上げたように、決算書の数字が異なるというところで、総額でいえば、それはもちろん款も間違ってはいないということだと思いますけれども、今言ったところの都市公園のところと市立公園のところの数字は、その分、異なっているということなんだというふうに思っています。

我々としても決算審査の場ですし、予算審査の場も含めて、様々、この議会として、この行政のチェック機能を果たすという意味では、やはり数字というものがもちろん一番大事なところでありまして、我々からすると、皆さんから御提供いただく決算書だったり、予算書だったり、そのほか様々な事務データというものを、そこを頼りに我々も議論をしながら、チェックをさせていただくというところで、そこは信頼関係をもって、この数字が間違っていないものであるという前提をもって、我々もこういった様々な場に臨ませていただいているということであると思っています。

今回、さっきおっしゃったように、監査委員の指摘で気づいたということで、仮に監査の指摘がもしな

かったら、そのまま気づけず、こういった監査委員の意見書に載ることもなく、我々もそのまま、この出てきた数字が合っているんだろうという前提の中でいってしまって、なかつたことになってしまったんだろうというふうに思っていますので、そういった意味では、監査委員の皆さん、事務局も含めて、その職務にしっかりと励んでいただいているということで、ありがたいなというように思っているわけあります。

そういう意味では、我々も先ほど申し上げたように、この数字が正しいものという前提があつて、こういった形で、もしかしたら間違っている数字があるんじやないか。気づかず載ってしまっているものがあるんじやないかというような疑義ですとか、そういった数字への信頼性というものが揺らぎかねない、金額でいえば、そんな大きなものではないにしても、事象としては、そういった信用が揺らいでしまうというような、本当に重大な問題であるというように思っていますので、そこはしっかりと、今、御答弁もありましたけれども、今後、この緑と公園課のみならず、様々な部署でこういったことも起こり得る可能性もあると思います。

もちろん、当然チェックを、様々な段階を経てしていただいているから、我々もそこは安心して数字を見ているというところではあるんですけども、今回、そのチェック機能も働かなかつたということで、その辺も含めて、大きな問題であろうというように思っておりますので、そこはしっかりと、丸山市長の就任前の予算に対しての決算ということではありますけれども、そこら辺はしっかりと対応を、今後も含めてしていただきたいなど、ここは強く求めたいというように思いますが、まず御担当のほうから、そのあたりも含めて、一言いただきたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 今回のこと、大変に重く受け止めております。今後につきましては、伝票を起票する職員への周知徹底、これを間違いなく行いまして、当課で作成している予算差引簿と財務会計の予算差引簿、この突合を行い、もう一度、その担当者における再確認を実施し、かつ押印決裁における記載事項の正誤等、こちらもきちつと確認を行い、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

あわせて、出納閉鎖期間中に、改めて財務会計の予算差引簿等を確認し、適切に事務を執行してまいりたいというふうに考えてございます。

○高瀬委員 関連して、お伺いしたいと思います。

今、だて委員の御質疑の中で、どういう状況だったかというのは一定程度確認をさせていただいたところです。そして、今、だて委員のほうからも、数字が、やはり議会としても正しいという前提で議論をさせていただいているという御指摘もあったところです。そういった意味で、私のほうからも、少しお伺いしたいと思っています。

今回の事務事業の決算額が、本来ある数値と異なって示されているということは、本当にこれまで聞いたことがない事態なのではないかなというふうに思っています。そして、しかも監査委員が指摘するまでは気づくことがなく、そこで初めて、先ほども審査の中で分かったんだという御答弁があったわけなんですが、非常に残念だなというふうに思っています。

そこで、2点ほどお聞きしたいと思っています。

そもそもが、令和6年度予算では、ゼロベースを積み上げていく、必要な事業、予算を見積もるということが、ずっと示されているわけです。今回、事務事業の決算額について、ほかの事業に決算の数字が入り込んでしまった、あるいは片方の実際にやっていたところはマイナスの決算になっているわけなんですけれども、こういった事態ということについては、審査のそもそもの議論だったり、その趣旨が崩れてしま

まうのではないかという懸念もあるというか、崩れていると思っています。なので、この点については、どのようにお考えになられているかということは確認をさせていただきたいと思います。

そして、もう一点、続けてお伺いしたいと思いますけれども、監査においては、国分寺市監査基準に基づいて決算審査がずっと行われているわけなんですけども、予算執行については、改善を求めるものについては個別事項の中で指摘がされているわけです。しかし、今回、この事例については、この監査の意見書の本当に1ページの一番最初のところに、審査の方法、審査の結果というところがありまして、その3行目を見ていただければ分かるんですけども、基本的には計数に誤りがないものと全体としては認められたという評価の後に、「ただし、決算総額に影響はないものの、一般会計の歳出事務事業の一部の数値に誤りが確認された」と、先ほどの緑と公園課の事業についてがここにも示されているわけです。

ここに示されるということは、監査委員が合議でこれは作成されているものではありますけれども、その示された内容について、かなり重大な事態として捉えていらっしゃる表れではないかと、推察しているところです。

このような部分も含めまして、今回の事態をどのように考えられ、また、今後について、先ほど、だて委員との御質疑の中にもありましたけれども、幾重ものチェックの機会があつたけれども、そこが働かなかつたということもありましたので、具体的にどのように改善するかというのは、ぜひ、府内全体としても、しっかりと確認をしていただきたいなと思いますが、この点いかがでしょうか。

○橋本副市長 今回の、この事務執行のミスについては、高瀬委員からお話があったとおり、決算書の冒頭に書かれたと。今までこういう指摘は個別のところで指摘をされておりましたけど、冒頭で指摘をされるということは大変重要なことであったというふうに私どもも受け止めております。

私ももう20年以上、決算特別委員会に出ていますけれど、このように事務事業が間違っていたということは、かつてなかったように記憶しております。

様々、その後、個別の御指摘はされておりますけど、これはなくなるように努力はしているんですが、この点についてもなくすようにしていかなきゃならないんですけど、今回のようなことは初めてです。

本来であれば、年度が終わった段階で、各担当は決算数値に誤りがないか、再度チェックをするんですが、それがされていなくて、決算審査で指摘をされたことで、出納閉鎖が終わりましたから、数字が誤っていたということになります。

意見書にも書かれておりまし、高瀬委員からお話があったとおり、決算総額に誤りがないものの、一部こういう事務事業が間違っていたということは、重大な、不適切な事務執行だというふうに受け止めておりまして、私どものほうも、今後、府内で改めて、こういうミスがあったということも含めて、予算事務、それと契約事務、会計事務について、今回の指摘事項も例題として、研修をして、徹底をしていきたいと思います。

なかなかシステム的にチェックをできるということではありませんので、やはり人の目でチェックをするということが必要ですから、予算について、様々決裁権者がありますけれど、押印する全ての職員については研修をして、このようなミスがないように徹底してまいりたいと思います。

今回、監査委員の意見書で、今、お話がありましたけれど、初めて意見書の中にも、最後のページに意見というのもいただいております。この辺のところも今まで指摘がなかったことですので、重く受け止め、情報共有して、ミスがないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○丸山市長 今般、一部不適切な事務執行があったということあります。市長として改めておわびを申

し上げるとともに、私自身、大変重く受け止めているところであります。

今後の対策、対応については、今、副市長、また担当から説明があったところであります、しっかりと組織内において、もう一度チェック体制を含めて、見直しをしっかりと行ってまいりたいと、このように考えているところであります。

その上で、やはり個人一人一人が、計数であったりとか、適正な予算執行についての認識というものをしっかりと改めて持つということは何にも増して重要なことであると、このように考えておりますので、だて委員、また高瀬委員から御指摘をいただいたところ、また、そのほかの委員の方も同じ思いだと、このように認識しておりますので、しっかりと受け止めてまいりたいと、このように思っています。

一方で、やはり組織で仕事をしているということであります。自浄能力というものをいかに高めていくかということも、これは非常に重要な観点であります、いたずらに個人の責任というところだけ求め過ぎてしまうと、行き着くところは、その数字を隠蔽するとか、ごまかしてしまうといったところにもつながりかねないということも私は懸念をしておりまして、こうした間違いは間違いとして、しっかりと出てくる、こういったところも私はこれから大事にしていきたいと思っておりますし、問題は、それがこういった形で出るのではなくて、問題があった際には、しっかりとチェック体制、組織の中において、あらかじめしっかりと対策を講じて、適正な形で皆様にお示しをする、この部分ということだと、このように思っています。

個人と、また組織両面で、しっかりと問題の所在というものを確かめて、より精度を高めていきたいと思いますし、その上で、正確な数字をもって、皆様に御審議をいただくということ、これがあって、当市の財政経営はしっかりと進んでいくものだと、このように強く思っておりますので、反省も含めて、今後適正に、より一層の注意を持って当たっていきたいと思います。

今般は御迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

○高瀬委員 今、御答弁いただきました。ありがとうございます。

どうしてもミスというのは、人がやっていることなので、考えられることです。その後どうしていくかということが、まず大事なんだと思っています。

今、副市長、市長から御答弁いただきましたけれども、これまでの研修とかのやり方ではなく、例題を出してということも今ありましたけれども、この担当は、たまたま今回、緑と公園課でしたけれども、そこだけの問題ではなく、全局的に、こういうことをこれからなくしていくような、そういった取組が重要なんだと思っています。

監査委員の意見書については、これまでここを見ながら質疑がされてきたりしている経過もあります。監査委員の方としては、それを出すことで、さっき市長が言われたように、どこかの課を責めるとか、そういうものではなく、よりよい事務執行が行われる、また予算執行がされる、そして、それがひいては市民の皆さんのも暮らしにしっかりと見える形で反映していくようなものであるというふうに思っておりますので、そこは先ほど市長がおっしゃられたように、個人を責めるとか、全くそういうつもりがあって、今、質疑をさせていただいているわけではありませんので、そこはぜひとも皆さんには酌んでいただき、よりよい執行がされますように、そこは要望して終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○だて委員 今、高瀬委員からも、るる質疑がありました。ぜひ、今、御答弁があったような形で、これから、令和7年度も、もう半分過ぎておりますけれども、新体制の下、しっかりと進めていただきたいなというように思っているところでございます。

それで、例年、監査委員の意見書の個別事項について、議会側から、割と細かく一点一点伺わせていただいたところではあるんですけども、今回、全体を見ると、延べ24課かな、歳出、歳入のところも含めて24課が指摘されているということあります。いつも割とこういう内容を質疑されていた方が、ちょっとおられないというところもありますので、今回も、ここまで特段、もう過ぎてしまった部署のところもあろうかなというように思っているところであります。

細かくやっていくというのも、もちろん大事なことだと思っているんですが、先ほど申し上げたように、新体制にもなって、旧市政の中の決算というところも含めて、前向きな考え方の中で、この指摘されている内容をそのまま全部なかつたことにするということは当然できませんし、特に重大だと思われるようなことは、個別にこの場所で質疑をさせていただいたということあります。

直接の担当ではないんですけど、内容を見ると、主管課契約の問題であったりとか、請書の関係とか、以前から何度も議会から厳しく指摘されているような内容もまた出てきてしまっているというような点もあります。そこを一点一点、ほじくり返すということは、今回はいたしませんけれども、そうはいっても、しっかりと全庁的に、これは対応を考えて、また研修等も含めて、認識を共有していただきなきやいけないというように思っておりますので、そこはもし差し支えなければ、ここは一部の担当の方しかおられませんけれども、全体的なこの監査意見書の指摘事項の部分に関して、総括的な御答弁を、さつき一定、副市長からも答弁がありましたけれども、重なっているところはあるかもしれません、求めたいと思うんですが、委員長よろしいですか。

○皆川委員長 了解です。今回、ほかの部署にはわたっていませんので、ここで総括的に、この監査委員の意見書を踏まえての市としての考え方を述べていただきたいと思います。

○橋本副市長 今、だて委員からもお話があったように、今回、重大なミスというか、全てミスは重大なんですが、御指摘をいただきました。それ以降のところについても、毎年ある請書の問題だとか、あと主管課契約の問題だとか、この点については研修は行っているんですが、少し自分事ではないようなことで、毎回担当が替わって、同じようなミスを繰り返しているところもあります。したがって、先ほどお話ししましたけど、これから研修は総括的な研修もするんですけど、決算で具体的に指摘があったことを事例に挙げて、なぜそういうふうなミスがあったのかということも視点に置きながら、自分事のように考えて受講できるような研修に少し改めたほうがいいのかと思っております。

今回、指摘がされなかったからよかったですということではなくて、議会の皆さんから指摘をされているんだというふうに各担当が思って、今後の事務執行をしていくように周知徹底をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

○だて委員 ありがとうございます。本当に今、副市長からおっしゃっていただいたように、議会としても、これまでしっかりとチェックをして、指摘するべきところは、しっかりと厳しく指摘を、時間をかけてさせていただいたというところもあろうかと思います。

今年については、こういった形ではありますけれども、来年度以降、また丸山市長のつくった予算を、これからまた考えていく。今年度はちょっとあれですけども、来年度以降、また考えていく中では、しっかりと必要があれば、改善されていなければ、そこは厳しく、また指摘をさせていただきたいというように思っていますし、そこはきっちり全庁的に、今ここは一部の方ですけれども、全庁的にしっかりと伝えていただいて、同じことが何度も何度も繰り返されないように、担当が替わったとしても、そこはしっかりと初心に戻って、皆さん方にやっていただきたいと思います。

いつも市長の所信表明でもおっしゃっていますけど、トライをして失敗するというのは、それは多分よろしいんだと思うんです、ミスはないほうがいいですけれども。漫然と仕事をした結果、ミスをしてしまうということは、やはりそれは許されないことだと思っておりますので、そこはこれからまさに、先ほど申し上げましたけど、新体制の中で、これから期間、しっかりとチェックをしていただいて、このミスの撲滅、やはり市民からお預かりしている大事な税金が原資でやっているところですから、無駄なくというのは当然ですけれども、やはりミスをなくすといったことを心がけていただきたいというように思いますので、そこはこれからに期待をして、私からは終わりたいと思います。

○皆川委員長　　ただいま都市公園というところでの質疑から始まりましたが、監査委員の意見書ということでは、全体的にも御答弁いただきました。委員長としても重く受け止め、またしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、150、151ページ、ほかに。

○はぎの委員　　緑と公園課関係経費のところです。事務報告書は436ページになります。

都市公園維持管理状況ということで、市内の都市公園、施設、遊具の修繕から始まって、樹木のせん定、また清掃等も含めて、本当に御担当の皆様には日頃様々御尽力いただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。

それで窪東公園なんですが、以前、一般質問で、熱中症対策として、市の管理している公園内に災害用の自動販売機の設置を要望させていただいたことがあるんですけども、市が管理している公園では自動販売機を設置している公園はないということで御答弁いただいておりました。

その上で、昨年度、令和6年度は窪東公園に試験的に自動販売機を設置して、公園内のごみの状況であったりとか利用状況をサンプリングしていただいていると思います。期間としては令和7年3月末までを予定ということでございましたので、その結果はどうだったのか、その点確認をさせてください。

○岡沢緑と公園課長　　試行的に令和6年度から1台、窪東公園に設置させていただきました。

実態としましては、設置したことによるごみの問題等に関しては確認ができなかったと。要するに適切に処理されていたということでございます。それから、あと販売数についても、それなりの本数が販売されたということを確認しているところでございます。

○はぎの委員　　分かりました。

そうしますと、その上で、検討結果から本設置に向ける、その検討状況はいかがでしょうか。

○岡沢緑と公園課長　　公園内における自動販売機につきましては、都市公園法に基づきます公園施設の一部という形になってございます。現在の国分寺市立公園条例におきましては、公園施設の設置に係る設置料の規定がないため、こちらについて、今、担当のほうと改正に向けて調整を行っているという状況でございます。

○はぎの委員　　分かりました。ありがとうございます。国分寺市立公園条例の改正が必要になってくるということであります。

当時、一般質問のときに部長答弁もありましたけれども、私のほうからは窪東公園以外の公園でも設置を検討してみてはどうかということで、その場合、どういった公園がありますかということで投げかけさせていただきましたけれども、そのときは都市公園中心ということで御答弁いただいたと思います。

今回の窪東公園のみならず、例えば、都市公園の17か所目で戸倉みんなの公園もできたということで、特にボールを使って遊ぶお子さんが多かったりとか、汗をかいたりとかするようなことを考えると、熱中

症対策としても、そういった公園でのサンプリングを始めてみながら、同時進行で、そういった検討も行っていただいたほうがいいのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 委員のおっしゃることに関しては、もっともだと思いますので、都市公園中心になりますが、ほかの都市公園においても設置の可能性を踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○高野委員 私からも緑と公園課関係経費のところでお伺いします。事務報告書も同じで、436ページになります。

決算特別委員会の初日の議論で、新町樹林地のことで議論があったと思って、その中で強せん定とか、安全第一というやり取りをお聞きしております、少し懸念を抱きました。

というのは、樹冠被覆率という指標が今後大事になってくると。一般質問でも皆川議員とか鈴木議員が取り上げていらっしゃいましたが、私もさっと見たところ、杉並区が東京都との意見交換で取り上げていたのを確認しております。

従来のみどり率ではなくて、世界標準となっている樹冠被覆率について、気候変動対策の意味からも、新たな観点として取り入れてほしいという問題提起、要望だったと思うんですが、その後の検討状況について確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 樹冠被覆率につきましては、一番直近では、昨年の第3回定例会で、皆川議員のほうから一般質問がございました。

そのときにも答弁させていただいているところでございますが、市としましては、緑を測る指標としまして、樹冠の面積だけを捉えるわけではなくて、樹林地、農地、耕地や公園、河川等の合計の面積が地域全体に占める割合を示すみどり率を用いているところでございます。

このような状況ではございますが、樹冠被覆率につきましては、委員のおっしゃるとおり、社会状況、それからあと東京都、他市の動向等には注意していきたいというふうに考えてございます。

○高野委員 ありがとうございます。倒木問題なども、もちろんあるかとは思うんですけども、専門家によれば景観と安全の両立が可能という指摘もありますし、事務報告書にも、市民に憩いと潤いを提供し、誰もが安全・安心とあります。その両立という面で、2つの柱として、ぜひ、こうした研究も続けていっていただきたいということをお願いして終わります。

○森田委員 私のほうからは市立公園維持管理に要する経費のところで、事務報告書の440ページです。公園サポート事業についてなんですかけれども、令和6年度、1団体増えたような御報告がございます。市立公園とか、開発によって増えていく中で、市民の方々に御協力いただいて維持管理していくことが必要だと思うんですけど、この1団体増えた経緯とか状況等をお知らせください。

○岡沢緑と公園課長 細かい部分の経緯は把握していないんですが、この公園サポートにつきましては、毎年市報の案内、それとあとホームページでの掲載等で、皆さんに周知させていただいているところでございます。

令和6年度につきましては、1か所追加となった部分については、西町こじか公園というとこになりますので、そういったところは今後も増えていくように、案内等を徹底してまいりたいという考え方でございます。

○森田委員 ありがとうございます。西町のほうで、本当に開発とともに増えていくような状況があって、それとともに維持管理費というのも、年々、事務報告書を見ますと増加しているところでございます。

以前も質疑させていただいたんですけども、公園の管理というのもも包括的に委託してみたりとか、民間活力の活用等も今後必要になってくるのかなと思います。コストをちょっと抑えるためにも、そういった方向性も必要だと思いますが、御見解のほど、お願ひいたします。

○岡沢緑と公園課長 森田委員から、以前から確かにそういった御意見をいただいているところでございます。こちらにつきましては、他市の状況を踏まえて研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、150、151ページは終わりまして、152、153ページ、御質疑のある方。

○高瀬委員 樹林地等保存に要する経費についてお伺いしたいと思います。

先ほど高野委員のほうから、初日の新町樹林地の管理についてのことが触れられていたところです。それで、そこで質疑させていただいたときに、所管が違うからということで御答弁をいただきましたので、こちらで改めてお伺いしたいと思います。

初日にお聞きしたところでは、新町樹林地にしては、契約管財課が管理しているので、そちらで御答弁をいただきました。その樹木の調査とかをするに当たって、職員の皆さんがあニュアルをもってチェックをし、対策をしているということだったんですが、この緑を考えたときには、緑と公園課ではどのようにされているのか。また、伐採とか、あと先ほど強せん定も話が出ましたけども、そういったところについても、どのように判断をしているのか、お聞きしたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 緑と公園課が管理している林地・緑地というのは複数箇所ございます。緑のボランティアに登録している市民活動団体、それからせん定等を委託している業者、あるいは職員によるパトロール等から得られる情報を踏まえ、毎年、せん定や下草刈り、それから樹木診断等を実施し、適切な管理に努めているところでございます。

契約管財課長も言われておりましたが、樹林地・緑地に訪れる方が安全・安心に利用できるよう、倒木のおそれのある樹木につきましては、基本は伐採するという形でございます。

○高瀬委員 やはり安全性というのは非常に大事だと思いますので、今、国分寺市でも、樹木が台風や強い風で急に倒れてしまうということも実際に起こっております。そういった意味では、しっかりと管理していくことは必要だと思っています。

仮に伐採をしたりした場合に、その代替として、同じみどり率というか、樹木を確保していくに当たつての、その先の対策について、今どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 伐採後の対応につきましては、伐採した樹木の周りの状況、こういったものを踏まえながら、必要に応じ、伐採後に植栽するなどの樹木更新等を実施して、緑の保全に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高瀬委員 実際に、令和6年度、そのように新たに植栽というか、植樹したような所というのはあったんでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 実際に、樹林地・緑地におきましては、新たに植栽したところはございません。

ただ、戸倉みんなの公園の整備に関しては、新たに植栽している部分があるということでございます。

○高瀬委員 今、御答弁をいただきましたが、新しい公園については、新しく植栽するというのは分かるんですけども、樹林地だったり貴重な緑があるところについても、その先の、伐採した分をどうするかと

いうようなところについて、ぜひ検討いただきたいと思います。

というのも、生物多様性だったりとか、ヒートアイランド現象の緩和だったりとか、癒やしの部分だったり、あと災害時も、またそこに避難をするということもあるかと思いますので、そういう意味で、緑をしっかりと確保していくという施策を進めていただきたいと思いますので、一言いただきたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 委員から御指摘のありましたことも踏まえまして、今後の維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○皆川委員長 ほかに152、153ページでございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、次に、154、155ページ、土木費までで質疑のある方、挙手をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款8、土木費までを終了といたします。

ここで説明員の入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時51分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

続いて、款9、消防費の質疑に入ります。

154、155ページ、次の156、157ページを併せまして、質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○高野委員 157ページの防災・罹災対策に要する経費のところで、簡単に一言伺います。

ハザードマップはいつ頃改訂されるのか、そこだけ確認させてもらってよろしいでしょうか。

○柳川防災安全課長 ハザードマップですけれども、今年度改訂に向けて、今、着手している最中であります。今年度末、3月には、改訂した内容を全戸配布したいと思っております。

○高野委員 分かりました。市民の方から「古いままだやないか」という指摘を度々受けておりますので、よろしくお願ひいたします。

○久保委員 私もこの157ページの防災・罹災対策に要する経費のところで、今回、令和6年度の事業として、この特設公衆電話整備事業をされたかと思います。各避難所、市立小・中学校及び東京経済大学にということで、特設の公衆電話整備というところで、今、整備終了しているかどうかの状況と、あと、この公衆電話というのは、平時はどういった状態で、災害時はどんなふうになるのかというところを教えていただきたいと思います。

○柳川防災安全課長 こちらに関しましては、もう整備のほうは終わっております。

設置してある場所が、体育館の外とかに設置をしておりますボックスとか、場所によりますけれども、平時は何も使っていない状態です。

災害になると、ごく普通の家庭用の一般電話をそのボックスのところにジャックを入れて、通信ができるというか、会話ができるような形になっております。なので平時は使っていなくて、災害時に使用するものとなっております。

○久保委員 ありがとうございます。公衆電話という形ではありますけれども、電話連絡、あと携帯電話

の部分については充電等の手配をしていただいている、災害時はそういう状況というふうにも認識をしておりますので、しっかりと、いざというときに活用できるように、徹底等、また、周知も含めて、よろしくお願いしたいと思います。答弁は求めません。

○皆川委員長 ほかに、消防費のところで質疑のある方。

○だて委員 同じ防災・罹災対策に要する経費の、防犯用品の購入費補助のところです。個別説明票は28ページにありますと、前年度に比べて件数が減るというのは、それはそうかなというふうには思ってはいるところなんですが、現状、最新の状況としては、今の段階で全世帯数の何パーセントぐらいになりましたでしょうか。

○柳川防災安全課長 すいません。数字について確認しますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○皆川委員長 それでは今の件に関しまして、後ほど御答弁いただくということで。

○だて委員 関連で。私は、この事業、すごく大事な事業だと思っているので、どんどん使っていただきたいなと思っているんですが、後で数字を教えていただくと思うんですが、意外と伸びが、全体に対して、使っていらっしゃらない方が非常に多いなというふうに思っております。複数年やっていただいている、なかなか周知も一定、いろんな形でやっていただいているのはよく存じていますし、防災推進地区の会合なんかでも、いろいろ多岐に、時々にわたって、いろいろ紙を配っていただいたりとか、地域に広げてくださいというような形でやっていただいているのは存じているんですが、なかなか使わない方は使わないんだなというところで思っていますと、特に、やはり市報とかにも載せていただいているんですが、ホームページとか、市報とか、そういう市の関係の情報にアクセスをあまりしない層の方、世代の方たち、若いファミリーとか、そういった世帯の方たちがなかなか御存じなくて、使っていらっしゃらない現状もあるんじゃないかなというように思ったりもするんですけども、御担当としては、この利用されていらっしゃる世代的なところの把握というのはされていますでしょうか。

○柳川防災安全課長 世代別でいいますと、やはり高齢者の方が多いような感じになります。若い方で時折いるんですけども、ほとんどの方は高齢者の方になっております。

○だて委員 そうだと思います。私の周りでも、やっぱり知らない方に教えてあげると、「そんなのあるんだ」と言って、すぐライトを買ったりとか、バッテリーを買ったりとかされる方も結構おられたので、やはり高齢者の方が、いろんな地域の行事なんかでも、その情報を見聞きするケースが多いのかなというふうに思っています。

一方で、先ほど言ったように、若い層の方たち、そもそも市の情報というのにアクセスしない方たちが多いので、そういった方たちにどうやってお話を届けていくか、情報を伝えていくかということが、これまでの媒体だけだと見ない人は絶対見ないので、そこで終わっちゃうと。ほかの事業についてもそうだと思うんですが、特に防災の問題は、世代関係なく、皆さん関心が強い話だと思いますし、情報を得られれば、そこはつながる部分だと思っているので、そこは工夫を凝らしていただいて、来年度もまだ続けるのか分かりませんけれども、現状はまだやっていらっしゃるというところもありますので、ぜひ、考えていただいてるべき事業だろうなというように思っていますので、その辺、御見解を伺いたいと思います。

○柳川防災安全課長 現在でもSNS等は活用しているんですが、そこでもまだ行き渡っていないという状況になっています。

来年度ですか、今年度の補正予算でLINE等も導入されると聞いておりますので、そこをお認めいた

だければ、そちらのほうで、またさらに周知していきたいと考えております。

○だて委員 ありがとうございます。そうですね、LINEね。これからまた始めていただくということなので、その辺も使って、できるだけ広いところに伝えていただきたいなというように思っていますので、いろいろ、担当が御努力していただいて、手続なんかも分かりやすく、簡便にしていただいているというところはすごく理解をしているので、そこはいろんな手法を使って、これがいいというのが、今、LINE以外に分かりませんけれども、ぜひ、御検討を進めて、若い世代にもどんどん使ってもらえるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。終わります。

○皆川委員長 それでは防災安全課長、先ほどの件の御答弁ですね。お願ひします。

○柳川防災安全課長 お時間いただいたて申し訳ありませんでした。

先ほどのパーセンテージですが、市内でいうと約4.7%ということになります。

○皆川委員長 よろしいですか。ほかに消防費のところで質疑のある方、いらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で款9、消防費までを終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時04分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

続いて、款10、教育費の質疑に入ります。

156、157ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 158、159ページ。

○中山委員 一番下の移動教室、修学旅行等に要する経費のところで、去年に続いて資料を出していただきまして、ありがとうございます。資料第18号になります。移動教室と修学旅行の負担についてですけども、まず、私、去年の資料と見比べているんですけど、中学校の移動教室、そして中学校の修学旅行で、説明から支払期日までの日数が昨年は3桁だったんですけど、今年は2桁になっていまして、分割支払いについても、昨年の資料は6回ですとか8回とか具体的に回数が書かれているんですけど、今年はありとなしになってしまって、この辺の資料というか、状況について、まず確認させてください。

○村上学務課長 こちらの資料でございますけれども、まず、説明会から支払い期限までの日数というところですが、こちらにつきましては、実施説明会から支払い期限までの期日となっておりまして、昨年度につきましては、分割払いの初回の説明の日から分割払いの最終的な支払い期限までの日数ということでお示ししていたため、期間の取り方が違うというところでございます。

分割払いの回数でございますが、資料請求で有無についてという形でいただいておりましたので、そういう形でお示しさせていただきましたが、昨年度お示しさせていただいた資料と同様の分割払いが行われていることについては、確認しているところでございます。

○中山委員 趣旨としては昨年と同様に求めたので、私も伝え漏れというか、資料請求しっ放しでしたので、その辺、お伝えすればよかったですけど、状況は変わっていないということだと思います、去年のところから。若干その年度によって多少の変動はあるということなんでしょうけども。

全体的に値上がりをしているんですけども、一つ確認したいのは、資料第18号で市立中学校の移動教室の保護者の仮支払い額が最大6万2,000円、最小5万円と、その差が1万2,000円もあるんです。修学旅行も5,000円差があるんですけども、昨年の資料を見ると、移動教室はキー教室ですけども、昨年は最大と最小の差が6,000円、修学旅行の差も3,000円だったんですけども、若干あるのはしようがないのかなという思いはあるんですけども、しかし、1万2,000円も聞くとなかなかその差は大きいのかなと思うんですが、この差については、どういうことなのか、最終的な保護者負担額としては、最大と最小で3,000円弱の違いなので、最終的な負担額としてはそんなに大きな差はないんですけど、そうは言っても最初に払う額が保護者にとっては大変ですので、この点については、いかがでしょうか。

○村上学務課長 中学校の移動教室のところに関する御質疑かと思いますけれども、こちらは実施時期や、あるいは契約相手方との関係がございまして、差が出ているものと考えているところでございます。

○中山委員 行っているところは一緒ですよね。場所というか、キー場の場所は。時期といつても、2月、12月、旅行会社が違いますよね。そういう違いなのがなと。ただ、なかなかここでこういう差が出てくると、今年がこれだけ大きいだけなのか、まだ私はおととしと去年の差しか見られていないんですけども、こういう差がより開いていくのであれば、そこは課題の一つかなと思っております。

令和5年度は小学校の移動教室で見ますと、仮支払い額が3万3,000円。それが令和6年度は7,000円上がつて4万円になっていると。さらに私、今年のを聞きましたけども、今年はこれが4万8,000円になっていると。令和5年度から7年度で1.5倍ぐらいになっているわけなんです。しかも、支払い期日のところを見てみると、これも大変で、まだ最大で32日ありますけども、令和6年度は最小で11日だと。説明を受けてからこれぐらいの日数で支払わないといけない。私も今回お聞きしたところは、5月13日に説明があつて5月26日までに支払わなきゃいけないと。4万8,000円をです。

これ、なかなかそういう期間でこの金額を納めるというのは御家庭によって負担が大きいのかなと思いますし、値上げ幅が尋常じゃないなと思っておりまして、こういった値上がりは今後も続いてしまう、今の物価高の影響等々あるんですけども、その辺は気になるところですし、これで終わりますけど、この間、たしか代表質問で木島議員が取り上げていたかな。市長も議員のときにこの問題を取り上げていましたし、やはりこれは、考えざるを得ないところに来ているんじゃないかなと思いますので、一言いただきたいと思います。

○村上学務課長 委員におっしゃっていただきましたとおり、確かに保護者の仮払い額等、負担が増えていくという傾向があることについては認識しているところでございますので、引き続き他市の状況等も研究しながら、適切な在り方を考えていきたいと思います。

○中山委員 そうですね、ぜひ、考えていただきたい。指摘で終わりますけども、中学校のほうはそうは言っても分割があります。ただ、小学校には分割もなくて、要保護、準要保護の世帯が心配になるわけです。以前紹介したように、川崎市では負担が重くて払えないために行けないという世帯も発生していると。国分寺市では、そういう世帯はまだ確認できていないと。確認できていないというか、確認されていないということなので、それはよかつたなと思うんですけど、今後これが進んでしまうとそういう世帯が出てきてしまうんじゃないかなという不安もありますので、今、答弁いただきましたので、これ以上は求めませんけども、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

○皆川委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、160、161ページ。

○寺嶋委員 学校マネジメント強化事業に関して質疑させてください。事務報告書でいうと、477ページになります。こちらに関して、成果として適任者がいなかった第二小を除く全校において、副校長補佐を配置し、副校長の事務負担の軽減を図ったとのことで、現状維持となっているんですけど、こちらに関しては、第二小に関しては適切な人材がいなかったものの現状維持になっているからそのままにするということなんですか。それとも、今後改めてしっかりと人材を見つけて配置していくという予定なのかを確認させてください。

○馬場学校指導課長 こちらにつきましては、令和7年度につきましては、もう配置を済ませております。令和6年度については、こちらに書いてあるとおり、適切な人材がいらっしゃらなかつたということで配置はできませんでしたけども、確実に今年度は配置をしております。

○寺嶋委員 ありがとうございます。状況に関して理解いたしました。加えて、個別説明票の通し番号312にも、執行率なども記載いただいているんですけど、第二小に配置できなかつたというところで、一気に執行率が81.7%になるとなつたときに、計算的に1人配置しないだけで5分の1ぐらいの予算が執行されなかつたというように見えてしまうんですけど、各校に1人ずつ配置しているわけじゃないとかそういう部分になるのか、執行率がどういう形でこの金額になつていて教えていただけると幸いです。

○馬場学校指導課長 第二小以外は全校配置をしております。ただ、こちらにつきましては、配置の仕方が全ての日数、全部入るというわけではなくて、実際、副校長補佐として入られる方の入れる日にち、また、学校が入つてほしい日にち、そういうものを調整した中での実際の配置となつております。

○寺嶋委員 ありがとうございます。となると、予算額として、アッパーとして、大体これぐらい設けておきましたと。実際に会計年度任用職員といった形で任用させていただいているので、ただただ第2小の分だけではなく、必要なときに来ていただいたので、そのほかもろもろも想定していた満額の予算を執行したわけではないので、結果として20%弱ほどの執行していない予算ができたという認識でよろしいでしょうか。

○馬場学校指導課長 さようでございます。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○星委員 不登校児童・生徒の支援に要する経費でお伺いしますが、人数についてと、あとは要因についてという2点から幾つか伺います。

それで、昨年の決算特別委員会におきましては、2023年度、令和5年度の市立小・中学校における不登校児童・生徒数の学年別人数を資料請求いたしましたが、文部科学省の指示の下の調査なので、文科省が公表する前に自治体が公表することはできないと、そういう決まりになつていて、資料のほうは駄目でした。それで、そのときも申し上げましたが、決算特別委員会なのに、前年度の、昨年度のデータが把握できない、分からぬことに疑問を感じましたので、市で調査をして集めたデータなんだから、市の独自調査をたまたま国に報告するという形にしてはどうかということで、2年も遅れての公表になりますと、何のための誰のためのデータ収集なのかとなつてしまうということを申し上げました。対策や支援を考えなければならぬのに、既に小・中学校を卒業してしまつた子たちのデータということにもなつてゐる部分もありますので、そういうことを思います。

2023年度、一番新しい数字ですけども、小学校が92人、中学校140人ということで、8年前と、2016年

と比較してみましても小学校5.1倍、中学校も1.8倍となっております。次年度以降の課題を考えることが、決算の目的の一つであると考えておりますので、令和6年度の2025年度決算に当たって、2023年度の人数しか議会が把握できない。これが子どもたちや保護者にとってどういうことになるのかということは考えざるを得ないと思います。こうした意味で、令和5年度の不登校の児童・生徒数、まとめて出せないということは確認済みなんですが、ただ、人数的な把握は、市ではいつの時点で終了しているのか、このことについて教えてください。

○關学校教育担当課長 今、お話しいただきました不登校の児童・生徒の状況に関しましては、当課いたしましては、その月ごとの状況を随時把握するような仕組みを取っております。

○星委員 月ごとで終わっているとしたら、令和5年度については、令和6年3月31日でもう統計的には取れているということですね。

○關学校教育担当課長 失礼いたしました。国が行っているこちらの調査に関しましては、年度末、つまり、令和6年度の人数に関しましては、令和6年度末の時点で調査人数を把握しているところとなっております。

それとは別に、教育委員会として、不登校を含めた長期欠席の状況というのを随時、月ごとのものを把握し、適宜対策を取っているところでございます。

○星委員 そうすると、別に取っているデータがあるということで、これは文科省とは別に毎月取っているということで、それって市が独自でやっているということなら議会に出せるのではないかと、今の答弁を聞いて思ったんですが、いかがでしょうか。

○關学校教育担当課長 こちら、国が行っている問題行動・不登校等の状況調査に関しましては、統計法に基づいた調査となっているため、不登校の状況というのを国に先んじて公表することはできないこととなっております。

○星委員 ごめんなさい、私の理解が追いつかず。国の統計は、文科省が発表する前に発表できませんというのは、それは分かっています。それは年度末にまとめて集計しているということですが、教育委員会独自で毎月取っていますとおっしゃっていたので、そうしたら別に、国に出すから取っているわけじゃなく、不登校児童対策として必要だから取っているということだと理解したので、そうしたら別に文科省が発表する前に報告しても問題ないのではないかと思ったんですが。

○關学校教育担当課長 こちら、不登校の人数という形で、国と同様の形で調査し、状況を把握しているところとなっております。そのため、市が把握している内容を国と同様な形の不登校の人数という形で公表することはできないというような、こちら統計法で定められている内容になっておりますので、そちらに基づいて、公表も例年10月、国の公表の後、市でも行っているところでございます。

○星委員 市は市の目的があつて取っているけども、同じデータなので文部科学省のそこに制約されて出せなくなってしまうということが統計法で決まっていると、そういうことなんですね。せっかくそうやって毎月取っているのに、それが公表できないということは、国がやっていることとして、引き続き疑問に思っております。

それで、中身を幾つかお聞きしますが、それ自体は文部科学省が出ております令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、令和6年10月31日に公表されておりますので、それはこうして発表されていくわけだと思うんですが、その中身についてなんですが、その中に、不登校児童・生徒について把握した事実といった調査項目がありまして、私自身、これまで不登

校の主な要因はどういったことが考えられますかとお聞きいたしますと、個々人の児童・生徒によって異なると、そうした趣旨の答弁が教育委員会から出ておりました。この調査項目なんですけども、不登校の原因を探るものと受け止めておりますが、全国的なデータは、文科省のホームページを見れば出ているので分かるんですけども、これは市内に行きますとどういった内容が多かったのか、御説明をお願いいたします。

○關学校教育担当課長 今お話しいただきましたことに関して、公表している最新の資料が令和5年度という形になりますので、令和5年度における不登校について把握した事実の状況について説明させていただきます。

まず、小学校では、「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」が30%弱で一番多く、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」と、「学業による不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」が10%程度となっております。続いて、中学校では、「不安、抑うつの相談があった」が35%程度で一番多く、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」と、「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」が10%程度となっている状況となっております。

○星委員 ありがとうございます。私は資料を持っているんですが、これ、全国の資料なもので資料請求しなかったので、聞いている方は分かりにくかったと思いますが、分かりました。

こういった傾向を調査によって把握している中で、学校や教育委員会として、様々公表されていますが、不登校児童・生徒について把握した事実と、今の国分寺市内における割合も御説明いただきましたが、どのように活用されているのか、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○關学校教育担当課長 こちら、状況を把握した後、学校と状況を共有いたしまして、また、本市におけるトライルームや不登校対策の担当と対策を協議した後、次年度に向けたところで、校長会等と対策を話しているところとなっております。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○はぎの委員 私も同じ、不登校児童・生徒の支援に要する経費のところで何点か質疑させてください。

私のほうからは、バーチャル・トライルームの運用に関してであります。令和6年5月下旬から運用開始ということで、本年の第2回定期例会では松岡議員の一般質問でも、実際、登録者数は31名ということで確認をさせていただいているところですけれども、本当にこの近年の不登校児童・生徒の増加傾向に伴う個別対応というか、そういった必要性が継続的に高いという観点から非常に重要な取組だと考えております。本市においても、T S U・N A・G U プランに示された方針をしっかりと推進していただいているものかなと理解しております。

そこで、バーチャル・トライルームを利用された児童・生徒の方が、実際にトライルームの通室とか、また、学校への登校が可能になったケースというのはあるのかどうか、その点、確認をさせてください。

○關学校教育担当課長 昨年度の状況におきまして、実際にバーチャル・トライルームを活用することによって、外に一歩も出ていなかった子どもが、まずは、オンライン上でつながるということがございました。その後、バーチャル・トライルームではトライルーム指導員が実際に子どもとやり取りをしておりますので、その対象となる子どもが実際のトライルームに通室するという形でつながったケースがございます。

○はぎの委員 ありがとうございます。実際に通室につながったケースがあるということで、本当に大きな成果だなと思っております。本当に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、当然一人一人の学習進度に合わせた、そういったオンライン授業という部分も大事なんですが、児童・生徒同士の会話といいますか、コミュニケーションの部分も大変重要なところだと考えております。学習コンテンツだけではなくて、いわゆる子どもたちの興味関心を広げるような体験型のプログラムは、どのようなものを用意されて行っていたのか、その点も分かる範囲で確認をさせていただきたいと思います。

○關学校教育担当課長 令和6年度において、委員がお話しのコミュニケーションを中心としたやり取りに関しましては、クイズフェスタなどをトライルームの指導員や、また、常駐しているオンライン上の支援員の方を交えて、子どもたちがそこに参加をし、実際にコミュニケーションを図るといった取組を実施したところでございます。

○はぎの委員 具体的にお示しいただいてありがとうございます。他者との交流は、大変重要な部分だと思っておりますので、ぜひとも引き続きそういった工夫をしていただき、学習コンテンツ以外の拡充も図っていただきたいというふうに要望させていただきます。

そして以前、一般質問で取り上げさせていただいたときに御答弁いただいているのは、中学校の不登校巡回教員の配置によって、トライルームなどと連携して不登校対応力の向上を図っていくということでおっしゃっていただいたんですけども、その部分の成果みたいなものはあったのかどうか、確認をさせてください。

○關学校教育担当課長 昨年度から始まりました不登校の巡回の教員におきましては、まずは、トライルームの指導員との連絡会を開催し、中学校の生徒の状況をまず、把握したところでございます。また、不登校担当者連絡協議会の開催につきまして、そちらの担当教員も参加し、各校の中学校の状況、また、そちらでは不登校対応の担当者も、スクールカウンセラーやサポート教室の指導員も参加しておりますので、そこで対応を協議したところでございます。そちらの協議した内容を踏まえて、巡回教員のほうが実際に学校で効果的な取組のほうを実施し、昨年度行ったところでございます。

○はぎの委員 分かりました。きめ細かな御対応をしていただいているということで感謝を申し上げたいと思います。引き続き御尽力お願い申し上げたいと思います。

最後に、これも以前、一般質問で取り上げさせていただいたんですが、不登校支援ハンドブックの配架でありますけれども、夏休みに入る前にデータで配架していただいたと思いますけれども、大変、内容は、私は拝見してすばらしい内容だと思っております。本当に1人でも多くの方に内容を見ていただきたいと思っていますけど、その中で体験談コーナーがありまして、ここは本当に当事者に寄り添って励ましを送るような内容となっているということで、実際に読まれた方もすごく勇気をいただいたということで、そういうお声もいただきました。

そこで、バーチャル・トライルームの利用をされた方の体験談等も今後、ぜひ、掲載していただくことを検討していただきたいなと思うんですが、その辺、市の御見解を伺いたいと思います。

○關学校教育担当課長 今、委員からお話がありましたのは、国分寺市相談先・支援機関リーフレットのこととかと存じます。こちらにつきましては、昨年の令和6年7月から、各学校の児童・生徒、また、その保護者に電子データを、G I G A端末を活用して配布したところでございます。今後、内容のところについては、更新をしていきながら充実を図ってまいりたいと考えております。

○高野委員 教育研究指導に要する経費で、スクール・サポート・スタッフ配置事務事業、学校マネジメント強化モデル事務事業、事務報告書だと477ページですが、この質疑はどこで質疑すべきか迷ったんで

すけど、ここしかないのかなということで、ここで質疑したいと思います。内容は教員の働き方改革の一環としてということで、この2つの事業がありましたので、ここで聞かせていただきたいと思います。

委員会で、給食時間の議論のときに、先生は勤務時間であって休憩時間ではないということで素朴に疑問を抱きました。学校の先生はいつ休憩しているんだろうかと。そうしましたら、各学校の校長先生の指示で決まっているということなんですが、では、各学校で何時から何時になっているのか、市教育委員会では把握をされているのか、確認させていただきたいと思います。

○馬場学校指導課長 学校における教員の休憩時間についての御質問だと思います。こちらにつきましては、当課としても学校訪問等、また、校長へのヒアリング等で確認し、状況は把握をしております。ただ、各学校ごとにというわけにはいきませんので、おおむねなんですかけれども、例えば、午後3時以降に休憩時間45分をきちんと設定しているというような状況でございます。どの学校も校長の責任と権限の下、適切に設定をしていると把握しております。

○高野委員 把握をされていらっしゃるということで、分かりました。

一方で、文部科学省は休憩時間の実態調査をやっているということですが、市はそうした実態的なものというのは、実際にはどう把握されていますでしょうか。

○馬場学校指導課長 学校ごとに実態も違いますし、それぞれ会議や研修、研究協議会などを予定している日については、1時間前倒しですらしているだとか、様々な状況があるということは、こちらも認識しております。

○高野委員 ありがとうございます。文科省の調査によりますと、平均で法定の半分の23分であると。また、民間の調査では、全国の教員が毎日45分、これは法定ということですよね、その休憩を取れるようにするために必要なことを聞くと、「教員の数を増やす」という回答が83%で最も多いというデータを見ました。また、休憩においても教員不足の影響というのがうかがえるという指摘もありました。

教員不足で、仕事、特に授業以外の雑務が多いということをお聞きをしておりますので、そうしたいろんな業務が、今、過重で、休憩する時間もなくて心身の不調になる先生が多いということをお聞きをしております。結論的には、令和6年度決算を見ますと、市独自での正規教職員雇用というのではなくたと認識しておりますけども、独自採用した先進事例等もございますので、研究していただいて、独自増員を検討しないか要望して、一言いただきて終わりたいと思います。

○馬場学校指導課長 こちら、同じ回答になってしまいますが、教員採用につきましては、あくまでも東京都教育委員会が行っております。市における独自の採用については考えておりません。ただし、今後も教員を支える都の施策は様々ございますので、そちらの動向は注視してまいりたいと思っております。

○中山委員 関連になります。スクール・サポート・スタッフ配置事務事業のところで、昨年に引き続いで、教員の時間外在校時間についての資料を出していただきました。資料第26号になります。45時間以上80時間未満、80時間以上というくくりで出していただきましたけども、これは月当たりの人数になるんですが、昨年の議事録を読み返してみたんですけども、特に80時間以上になってしまった方について、学校の管理職に確認したところ、多少変動はあるが毎月ほぼ同じ方が残業てしまっていると。教員の経験が浅くて授業準備、または校務遂行に時間がかかる段階の方が80時間以上の時間外在校時間になりやすいということでした。

これを聞いて、その放置はよくないだろうと私は課題を感じていて、人数的には若干減っているんですけども、引き続き令和6年度の状況も同じような、今、紹介したような状況にあるという理解で、ま

ず、よろしいでしょうか。

○馬場学校指導課長 さようでございます。ただ、授業準備は教員のかなりの時間を占めておりますが、そういう中で、研究と修養については、あくまでも教員の義務でもございますので、そういったところの兼ね合いも含めて、今後も学校のほうに指導していきたいと思っております。

○中山委員 教員の義務はそうなんでしょうけども、ただ、極端な話を言えば、新任教員とベテラン教員で、その準備に係る時間は当然違うわけですよね。そういう中で、新任の方が準備をする、あるいは校務遂行に時間がかかってしまって、80時間以上という時間になってしまふ時間外在校時間、いわゆる残業的な時間になるわけすけども、それは、きちんと組織的に対応していく必要があるところだと思うんです。様々対応されていることはもちろん承知の上で、でもこういう人数になってしまっているというのが今の現状だと思います。

私、以前、保護者の方からお聞きをしまして、2023年の話ですけども、4月に新卒の教員の方が担任になったと。ところが5月に病気休職になってしまって、そのまま12月に退職されてしまったと、こういう事例も保護者からお聞きしているんです。どういう理由で病休になってしまったか、そこまでは分からないんですけども、しかし、そういう事態と、今あった新任の方の授業準備等々のことで80時間を超えてしまうようなことをリンクさせると、そのフォローが課題になっているのではないかと思っております。

そこへの引き続きの対応も求めておきたいと思うんですけども、もう一つ気になったのが、国分寺市立学校における働き方改革推進プラン、平成31年1月に策定されたものすけども、これについても昨年確認をして、市の働き方改革推進プランの中で、当面の目標で週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにするというのが一番最初にあるわけすけども、それについて、月当たりの時間外在校時間に換算したら何時間になるのかと聞いたときに、85時間という答弁になっているんです。私はそのとき、そのまま流してしまったんですけど、85時間ということで再度、それで合っているということでいいのか、念のため確認したいと思います。というのは、厚生労働省なんかでも取り組まれているのが、過労死の目安が80時間なわけですよね。もし、それを超える目標になっているとすれば、その目標の設定はどうなのかということにつながっていくと思うので、改めてなんすけど、この時間について確認したいと思います。

○馬場学校指導課長 月当たりの時間外在校時間が85時間を超える教員をゼロにする、こちらはもちろんそのとおりでございますが、こちら、推進プランにありますように、目標はきちんと持って、推進プランで示している週当たりの在校時間が60時間を超える教員についてゼロにしていくということについては、全力を向けて進めていきたいと考えております。

また、先ほど初任者への御意見もありましたけれども、こちらについても、現在、教育アドバイザーということで、ベテランの教員が各学校を巡回しながら指導に当たるだとか、指導主事も学校に派遣をして指導案の作成等に指導助言をしているというようなことも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○中山委員 後段の部分すけども、状況を見ながら拡大していっていただきたいなと思います。今は教員の成り手がなかなかいないということが大きな課題になっている中で、教員を目指していただいて、教員になっていただいた方を大事に育てるというか、先ほどの病休のようなそういう事態にならないようにしていくというのが教育委員会の大きな役割の一つだと思います。もちろんそれは学校との連携の上でということすけども、その前段に戻りますけども、85時間というのはそれで合っているということなんですか。推進プランにある、週当たりの在校時間60時間を超える教員をゼロにすると、その目標に取り組ん

でいくというのはもちろん目標がそうあるので、当然そうだと思うんですけど、この市の目標を、月当たりの時間外在校時間に置き換えたときに85時間だとしたら、それは大きな問題じゃないかというのが私の問題意識なので、85時間というのは確認をしたいんですけど。

○馬場学校指導課長 こちらについては、昨年度、御答弁しているというような状況になっておりますので、改めて私のほうでも確認をさせていただければと思っております。少しお時間をいただければと思っております。

○皆川委員長 では、ただいまの件は保留といたしまして、ほかに、このページで質疑のある方。

○はせべ委員 教育相談事務事業についてお伺いしたいと思います。事務報告書の479ページのところを読ませていただいて、今回、スクールソーシャルワーカーについて、御質疑させていただきたいと思うんですけども、本当に令和6年度、7年度と年々、対応する児童・生徒に対して、しっかりと支援体制を組んでいくという姿勢で取り組んでいただいているということが理解できて、本当に感謝しているところでありますけれども、まず、スクールソーシャルワーカーの支援対象児童・生徒数や訪問活動の数値だけでは読み取れない、個々に対応しなければいけない内容が多岐にわたっていると思いますので、数字だけでは読み取れないところがあるかと思っています。

令和5年度の事務報告書もこの部分を確認しましたら、令和5年度より6年度のほうが、数字的には減っているというところは見ていますけれども、それでも、スクールソーシャルワーカーの方の対応件数等が本当に大変ではないかというところで、5名体制にしていただいているけれども、5名体制でやっていく中で、スクールソーシャルワーカーの方々に対して、逆に助言とか指導をどうやってやっていくかというところ、もちろん職員間、スタッフの方の間でも対応しているかと思うんですけども、困難なケース等々あるかと思うので、そういうところをどういうふうに実際にされてきたかを、まず、お聞かせください。

○關学校教育担当課長 資質能力向上に向けては、昨年度からスクールソーシャルワーカーの機能強化といたしまして、東京都からスーパーバイザーの役割を持った方が本市に来まして、スクールソーシャルワーカーと実際に協議をし、対応策を助言いただいているところとなっております。その面では、令和6年度、7年度の2年間、資質能力向上に向けては充実した取組ができていると考えております。

○はせべ委員 令和6年度、7年度、スーパーバイザーを東京都から派遣していただいていることで、本当にスーパーバイザーの方には大きな役割を担っていただいているのかと思っていますけども、スーパーバイザーの方はどういう頻度で来ていただいているか教えてください。

○關学校教育担当課長 年間を通して月1回以上、本市に訪問してくださいまして、そのときは2名から3名の方が来て御助言をいただいている状況となっております。

○はせべ委員 ありがとうございます。月1回以上、2名から3名ということで、手厚い形でスクールソーシャルワーカーの方に助言等をしてくださっているのではないかと今、お聞きして想像しました。そういったことで、今後もスクールソーシャルワーカーの職員の方に対し、スーパーバイザーの助言というのはとても大事なことになってきているのかと思っていますけれども、今お聞きして、本当に相談体制が充実しているということは分かりましたので、私の意見としては、今、スクールソーシャルワーカーの方の経験年数とか勤続年数等はお聞きしていませんので、状況は分かりませんけれども、そういった方が本当に児童・生徒に寄り添って、また、御家庭にも寄り添う形で教育現場と、あと社会福祉の専門性を生かしていく様子に、今後常勤化というようなことを市が考えているかどうかは今回お聞きしていませんけ

れども、勤務体制もしっかりとした体制をつくりながらやっていただきたいということを意見として申し上げて、終わりにしたいと思います。

○皆川委員長 ほかに160、161ページですか。

○小坂委員 このページで幾つかあるんですけれども、これまでのところの関連で簡単に幾つかお聞きしたいと思います。

不登校のところでトライルームについてです。令和6年1月にも質問させていただいておりますが、保護者の方からトライルーム体験をするまでに数か月かかっていると当時伺いました。令和6年度、希望した子どもが速やかにトライルームの体験ができ、入室ができているのか確認させてください。

○關学校教育担当課長 トライルームの入室に関しましては、まずは体験からスタートする形になっております。その際も、在籍学校からトライルームのほうに連絡を受けて、在籍学校と連携を取った後、スタートする仕組みとなっております。そのため、若干、時間が生じことがあるかもしれません、速やかにトライルームに入室できるような体験が行えるような仕組みになっておりますので、お待たせするような状況にはなっていないと捉えております。

○小坂委員 ありがとうございます。以前、学校に相談しづらい場合には、トライルームのほうで直接御相談等もお受けしていただいていると聞いておりますが、その辺の状況についても確認させてください。

○關学校教育担当課長 トライルームで直接相談を受け付けることは実施しておりますが、トライルームのほうも、在籍学校を抜いて勝手に通室を始めることは絶対行わないようにしておりますので、在籍学校と連携を取って進めているところでございます。

○小坂委員 学校との連携は非常に重要なと想いますので、引き続き丁寧に連携していただければと思います。

あと、教育相談のところなんですけれども、オンラインの受付が始まって、業務が効率化したというのはこれまで幾つか質疑させていただいて、確認をさせていただいているところです。一方で、以前申し上げたかどうかあれなんですけれども、ひかりプラザに直接来られた方が「相談予約をしたい」とお話ししたところ、「オンラインからしか受け付けていません」と断られたということで、こちらに御相談にいらした方がいらっしゃいました。相談者に寄り添った対応について以前から求めておりますが、令和6年度、どうだったのかをお伺いします。

○關学校教育担当課長 令和6年度の4月からオンラインでの受付をスタートしました。その際、オンラインでの受付と、また、電話での受付、また、直接来られて受付ということでも対応できるようにしているところでございます。しかしながら、直接来られた場合に関しましては、対面で行う相談員の予定が入っている状況もございますので、その場ですぐに相談を受け付けることはできませんが、最初の申込みの受付というのはできる仕組みとなっております。

○小坂委員 受付は、直接もしていただけるということで、その場での相談ではなく、あくまで予約受付は直接も、電話も、オンラインもしていただけるということで確認をさせていただきました。

このページ、ほかのことでも質疑があるんですけれども、一旦終わります。

○寺嶋委員 理科教育の振興事務事業、事務報告書の478ページになります。ここで確認させていただきたいのが、目的部分が「子どもたちの科学への興味・関心を高める」という内容になっているのですが、成果やコメントは、興味・関心を高められたのかどうかというところに関する言及はないといいますか、どれぐらいの人が参加したとか、予定どおり実施できたというような評価になっているので、実際にこち

らは実施して興味・関心を高められたのかどうかという部分を伺えればと思います。可能であれば、定量的なものがあればその部分にも言及していただきたいなと思います。

○馬場学校指導課長 理科教育の振興事務事業につきましては、ジュニア科学教室「宇宙の学校」であるとか科学教室の取組でございます。こちらで実際に募集している人数等につきましては、委員がお話しのとおり、目標を達成することができたというような状況でございます。

この中で、子どもたちの感想であるとか、そういったアンケートの取りまとめというのは、こちらのほうで、今、実際に行ってはいませんが、実際に科学教室等に参加している子どもたちの様子については、担当の職員のほうから聞いております。また、今後、今、お話をいただいたようにアンケート評価、このあたり、実際に中身の部分については、どのような形で子どもたちの声を最終的に吸い上げていくのかということについては、引き続き検討していきたいと思っております。

○寺嶋委員 かしこまりました。ありがとうございます。ここに限った話じゃないんですけど、事務報告書を見ていて、時たまあるのが目的に対して成果や評価の部分が書いていないような部分が正直一部見受けられるので、そういった部分はしっかりと、何の目的で事業をやっているか、実際にやった結果、目的に対してどうだったのかといった部分をしっかりと事務報告書のほうに書いていただきたいなと思います。今、理科教育の振興事務事業に関しても、興味・関心を高めることが目的でありながら、実際にどうだったのかというアンケートの取りまとめが行われていないとなると、目的が達成できているのかも分からぬ状況になるかと思いますので、その部分は検討されるということだったのでしっかりと検討していただき、今後の報告の際にはそこら辺まで言及されるとありがたいです。こちらは要望でとどめます。

そして、加えて、理科教育の振興事務事業に関しては非常に重要な内容であると私も考えております。本当にそれこそ今、国分寺市で取り扱っている問題であるP F A Sであったり、そのほか環境施策であったり、そういったことも全部理科から全てつながっていくことになるので、国、そして世界を引っ張っていけるような人材が、ひょっとしたらここの興味・関心を抱いたことによって生まれるかもしれないという意識を持って、この事業を引き続きやっていただきたいと思うのですが、そこに関して一言ひいたて終わるといいます。

○馬場学校指導課長 そちらについても今後、こちらのほうで検討していきたいと思っております。

○皆川委員長 ほかにもこのページで手が挙がっておりましたが、もう時間が12時少し前ですので、引き続き午後に行いたいと思います。

なお、皆様にお願いなんですが、決算特別委員会は今日までという日程でございます。特別会計もございますので、その点の御配慮を重ねてお願い申し上げまして、ただいまより午後1時半まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後1時30分再開

○皆川委員長 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

休憩前の160、161ページなんですが、まずは、保留部分の御答弁をお願いいたします。

○馬場学校指導課長 先ほど、午前中の質疑の中で中山委員からいただいたおりました週当たりの在校時間60時間を超える教員をゼロにするというところで、こちらの時間は月当たりの時間外在校時間では何時間になるかということで85時間と答弁させていただいたところでございますが、こちらについては間違い

なく85時間ということで御回答させていただきます。

○中山委員 改めて調べていただきましてありがとうございます。問題意識は先ほどお伝えしたとおりです。確かに所定労働時間じゃなくて在校時間というのかな、7.75時間で計算するんですよね、多分その関係で85時間になってしまふのかというところはありますけども、ただ問題意識としては消えませんで、85時間という目標、月当たりに直すと85時間でいいのかということがあります。また、この推進プランも平成31年1月に策定されて、その後、この間ずっと議論になっています副校長補佐とか、ほかも含めていろいろ対策を一定程度は進めているところがありますので、私はこのプランも見直すべきじゃないかなという思いはあるんですけども、仮に見直さなくても、今現在、どういう状況にあるのか、推進プランを策定する際も在校時間のアンケートとかを結構細かに取っていただいた記憶があります、校長が何時間、副校長が何時間、そのほか主任とか、そういうのを積み重ねた上でこのプランを策定されていると思いますので、そういう意味では、今の、効果測定という言い方が正しいか分からんんですけども、その後、行つてきている対策でどういう変化になっているのか。ただ、それだけではなくて、学習指導要領の変更とかもあるので、市の取組だけではないところはあると思うんですけども、現段階で教員の在校時間がどのくらいになっているのかというアンケートはまた取るべきじゃないかなと思っております。推進プランの見直しと併せて、今のアンケートについて一言いただいて終わりたいと思います。

○馬場学校指導課長 我々としても85時間、また60時間というような数字が上がっていますが、これだけの時間、教員を学校に残してよいかというようなことを考えれば、全くそういうことは思っておりません。これを可能な限り短くして、きちんと正規の時間で帰れるようにしていくべきであると考えております。現在、次期学習指導要領についても文部科学省のほうで議論が進められているところでありますと、その中には、働き方改革も一つの論点として挙がっております。こういった動向も注視しつつ、また、お話しをいただいたようにこれまで学校指導課で取り組んできた様々な事業がございますので、こういったものも一通り整理して、今後、働き方改革推進プランの改定を進めていく予定でございますので、また改めて、完成した折には御報告させていただければと思っております。

○皆川委員長 よろしいですか。

先ほどお手を挙げていた方、この160、161ページ。

○久保委員 まず、芸術鑑賞教室費について、今後もしっかりと取り組んでいただく方向で、事務報告書は473ページに載っています。

次のページの474ページなんですけれども、特に中学校の鑑賞、第三中に関してなんですけれども、少しだけ保護者の方からもお聞きしまして、3回に分かれている令和6年度なんですけれども、昭島市のF O S T E R ホールで行われたというところも実施場所として書かれていて、あとほかは第三中で行われたというところだったんですけども、この点について、いつもだったら第三中で行われていたかと思うんですけども、どうしてこのような状況になったのかを教えていただけたらと思います。

○關学校教育担当課長 こちらに関しましては、各学校で工夫して開催しているのが実態となっておりまして、学校によっては、第三中学校は校内で行っている合唱コンクールと併せて実施するなど、工夫して取り組んでいるところとなっておりますので、開催場所については年度ごとに実施の考え方方が異なってまいりますので、このような状況に至っているところとなっております。

○久保委員 これは同じ年度内で3回行われる形で、もちろん対象は3年生であったと思うんですけども、それは学校にもありますし、細かい学校の事情があったと認識すればよろしいでしょうか。

○關学校教育担当課長 合唱コンクールで行った際には、3年生と共に1年生、2年生も同時に聴けるような利点がございますので、そういうような実態を工夫しながら各学校が取り組んで実施しているところでございます。

○久保委員 分かりました。この点はここで止めさせていただきます。

あともう一点あるんですけど、先ほどの不登校児童生徒の支援に要する経費のところも、また教育相談のところで私も質疑したいと思ってはいたんですけども、やり取りで分かるところが大半でしたので、最後にさせていただきたいのが特別支援教育に要する経費の部分で、よろしくお願ひしたいと思います。事務報告書は480ページになります。ちょうど令和6年度中に全小・中学校においてもしっかりとサポート教室も充実していただいて進めていただいていると報告書にも書かれてあります。また、今後も拡大・拡充というところなんですねけれども、特にそれぞれのサポート教室に対しては学校それぞれの特徴がある部分があろうかと思います。全校の部分でなくてもいいので、特に学校の中で特徴のあるサポート教室をしているような状況等がありましたら紹介していただきたいと思います。

○關学校教育担当課長 サポート教室におきましては、全小・中学校に設置しているところとなっておりますが、子どもの実態に応じて各学校が工夫しているところとなっております。ある学校においては、大学院で心理学を専攻している学生を配置して児童・生徒に対応する、また、ほかの学校においては、不登校に特化して対応するとなった場合、出入口を正門ではなく裏から入って他の生徒と顔を合わせずにサポート教室に入るなど、子どもの実態に応じて工夫しているところとなっております。

○久保委員 ありがとうございます。実際に関わっていらっしゃる方、またその形でサポート教室に通っている方の保護者の方からのお声で、大変よくしていただいているという声もお聞きしていましたので、特徴の部分を確認させていただきました。今後もよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○皆川委員長 ほかに160、161ページでございませんか。

○はぎの委員 私も簡単に、去年も確認させていただいたんですけども、教育相談に要する経費のところで、いじめ110番の相談の実績件数を確認させてください。

○關学校教育担当課長 令和6年度における電話相談、子どもから直接、教育相談室に相談があったかに關しては、ゼロ件という状況になっております。

○はぎの委員 ありがとうございます。ゼロ件ということでした。たしか令和5年度は2件ということで、これが少ない、多いというわけではなくて、こういう環境が整っているということがまず大事だと私は思っておりますし、そういう受皿をしっかりと御用意していただいているという重要性を確認させていただきました。その上で、このいじめ110番の周知というのはどのように昨年行われたのか、そこも確認させてください。

○關学校教育担当課長 こちらにつきましては、児童・生徒に4月当初、電話番号が載ったカードを配布いたしまして、電話相談ができるような形で周知しております。

○はぎの委員 カード配布で周知していただいているということあります。ありがとうございます。そこで思いますのは、世代的なものなのか、電話をかけるということ自体がそもそも結構ハードルが高い人もいるのかなと思いまして、例えば東京都であれば、相談ほっとLINE@東京みたいな形で、二次元コードなどを読み込んで別の方法でのそういういじめに対する御相談を行っていただいている状況でありますけれども、カードに電話以外のそういうたった情報での何か御相談の御案内をされているのでしょうか、そこも教えていただきたいと思います。

○關学校教育担当課長 そちらのカードにつきましては電話番号のみとなっているところでございますが、各学校が相談窓口一覧といたしまして、国分寺市の相談窓口、また東京都、国の窓口が一覧となったものを、長期休業前に子どもたちに配布するような形で、いつでも相談できるような体制を組んでいるところでとなっております。

○はぎの委員 分かりました。先ほどカードは電話番号だけということでしたけども、もしかするともう一つ加えていただく必要もあるのかなと思います。先ほど御紹介したLINEの二次元コード等によってハードルが下がる部分がもしあれば、そういった御案内も、今後、御検討いただきたいということを要望いたしまして終わりたいと思います。御答弁は求めません。

○小坂委員 各種大会参加費と教育研究指導事業費のところでお伺いいたします。個別説明票は通し番号309と311になります。まず、通し番号309のほうですけれども執行率が61.4%、中学校の部活動で大会参加の機会が減っているということです。こちらは教員の働き方改革の影響があったのか、なかったのか、この執行率の低さについて、原因はどのように考えているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○馬場学校指導課長 大会の参加機会が減っているというようなことなんですけれども、様々な大会がありまして、いろいろと統合とかもしておりますので、そういった関係で機会が減っているという捉え方もあるんですけども、実際の参加自体、各団体が、いろいろな競技種目の団体が合体したりとかしているので数的には減っているというようなところもありますし、あと、こちらにも書いておりますが、実際に今回、令和6年度につきましては、関東大会以上の出場に係る申請がなかったというようなこともございまして、こういった結果になってございます。

○小坂委員 では、特に引率の先生がいないとか、そういったことではないと理解させていただきます。通し番号311のほうなんですけれども、部活動外部指導員の配置時数がこちらも少なかったとあります。現場が必要としている人材や学生ボランティアが見つけられていないのではないかというように懸念するところではありますけれども、令和6年度の中学校の部活動について、学校指導課はどのように見ているのか、また地域移行についても、令和6年度は準備状況もあったかと思いますので、社会教育課からも一言、御担当の総括をいただければと思います。

○馬場学校指導課長 各中学校で行われている部活動はきちんと適切に行われているということと、あと、学校の教員のほか、部活動指導員もきちんと配置して進めているというような状況です。確かに部活動指導員として御協力いただいている方が「この曜日は入れる」とか「この曜日は入れない」とか、いろいろな御事情もございますので、実際にはそういったところと学校のニーズとを突き合わせて決めて進めているというようなところで、適切に進めていくというような状況でございます。

そのほか、今後の地域移行というようなところでございますが、こちらにつきましても地域の方々のお力もお借りしなければならないし、学校と協力して慎重に進めていかなければならない問題でございます。こちらにつきましては委員会等がございますので、そちらでゆっくりと皆さんで御意見を出し合いながら進めているところでございます。現状、地域移行を進めているのは野球部や吹奏楽・合唱部、そして今、もう一つできないかというようなところで、部活動を検討しているようなところでございます。

○豊田社会教育課長 今、学校指導課長が御答弁させていただきましたが、今年度は、部活動の地域移行につきましては野球、吹奏楽・合唱という形で移行しております。こちらは、府内の検討委員会を含めて実施状況等を確認しながら適宜進めているところでございます。来年度以降もまた新たな移行種目というのも想定しているところでございますので、引き続き状況等を確認しながら進めていきたいと思っており

ます。

○小坂委員 ありがとうございました。地域移行については、様々各校、各部活動で保護者の方からも御意見をいただいているところですので、また別の場所で確認させていただきたいと思います。

続けて、資料請求させていただきました、資料第34号になります。資料の作成をありがとうございました。課題の意識としましては、毎年、決算特別委員会の際に、学校指導課の時間額会計年度任用職員の配置について、適任者がいなかったとか、見つけられなかったということで執行率が低かった旨の御報告をいただいておりまして、長年にわたる課題であると私のほうでは思っております。今回、個別説明票に載っていましたのは、午前中の議論にもありました副校長補佐についてですけれども、作っていただきました資料を見ますと、一番上の行のところに該当するのが日本語指導員、部活動指導員、また水泳指導の補助員が入ると理解しております。スクール・サポート・スタッフ、学校のマネジメント強化事業と2行目、3行目へ行きまして、4行目が教育相談の相談員、最後の特別支援教育に要する経費のところになりますと、こちらはクラスアシスタント、またサポート教室、インクルーシブ支援員と東京都で呼んでいる特別支援教育支援員、またエデュケーション・アシスタント、低学年の担任補佐、こちらは月額会計年度任用職員でしたか、そういった様々なサポートの方々に入っていただいております。私は先ほど課題と認識していると申し上げましたけれども、御担当として、毎年のように予算が執行できない部分があったり、配置できない部分があったりすることに対しての課題の認識についてお伺いいたします。

○馬場学校指導課長 こちらにつきましては、実際には様々な手段を講じて、学校のニーズに合った形で人材を確保しているというのが現状でございます。実際に応募があった方も当然いらっしゃるんですけれども、その方が実際に学校に入る曜日だとか学校からのニーズ、また職務内容を具体的に詰めていく中で、なかなか対応できないというような方もいらっしゃいますので、そういった中で当初予定していた金額、日にち、時間数よりは少なくはなっておりますが、人としては確実に配置しております、学校としてもそれを活用しながら運営を進めているというようなところです。そういった採用の部分についての課題ということもお話をいただきましたが、こちらとしても様々な手段を講じて人員を学校に紹介し、学校のほうも独自で人員を探すというようなこともございますので、今、そういった様々な手段を講じて取り組んでいるところですので、こういった形で引き続き確実に学校に適した人材を配置していきたいと考えております。

○小坂委員 ぜひ、引き続きお願ひいたします。学校という現場ですので、しっかりと子どもたちに対応できる、適任とする方を配置していただきたいと思いますし、人が足りないからといって誰でもいいわけでは決してありませんので、そのように思っているところではありますが、なかなか学校が、現場が必要としている支援員とかが配置できるまでにかなりの時間がたってしまったりというようなこともあるようになります。他市の事例ですとか、職員課と連携した対策などを求めたいと思っているところなんですけれども、他市の事例を見ますと、通年で随時登録していく、募集があった際には配置していくといったような柔軟な募集、また採用、配置の流れをつくっている西東京市とか狛江市、目黒区などのような事例もあるようです。本市として、こういった登録制の導入ということについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○馬場学校指導課長 今、お話ししていただいたような方法というのは、もう既に私どもも行っております。また、それに加えて定期的に募集をかけて、こちらとしても登録というか、人材バンク的に人材を把握しているというような状況でございます。ただ、それであったとしても、その方の入れる勤務日数とか曜日、

あと学校のニーズ、またそれぞれの職種の特殊性ということもありますので、お話しをいただいたようなどなたでも大丈夫というようなものではございませんので、そういったところを総合的に判断して採用を進めています。

○小坂委員 ありがとうございました。既に本市でも導入されているということですので、ぜひ、ホームページ等に分かりやすい掲載をお願いしたいと思います。市民の方から、応募しようと思って検索しても市のホームページがヒットしないですか、そういうことも聞かれておりますので、随時募集しているのであれば、より分かりやすいような周知の方法、ホームページ、SNSを検討していただきたいと思います。午前中でしたか、質疑もありましたけれども、保育のほうで保育士確保のために専門学校と連携を始めているというような事例もありました。大学や専門学校等との連携も御検討いただきたいと思います。先生の負担を減らすためにも、子どもの支援をしっかりとしていくためにも、これまでやっていたおありますけれども様々模索しながら人材を配置していただきたいと思います。最後に一言いただけますでしょうか。

○馬場学校指導課長 現在も職員課等とも連携を取りまして、人材の確保に努めているところでございます。また、本市のホームページ以外にハローワークだとか、また大学との連携ということもありますし、またそれぞれ、心理職であれば心理士協会だとか、そういう各方面的専門的な機関等にも協力いただきながら募集を進めているところでございます。

○皆川委員長 よろしいですか。

こちらの160、161ページで、ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、162、163ページ。

○鈴木委員 ひかりプラザの維持管理に要する経費についてです。個別説明票では通し番号316になります。ひかりプラザで昨年度実施していただきました地下駐車場泡消火剤設備における入替え業務についての内容になっておりますが、支出額が2,786万3,903円ということで執行率88.3%になっております。昨年度の補正予算で計上されておりまして、そのときは泡消火剤の入替えは廃棄も含めて998万3,000円ということで認識しているんですけれども、この2,786万円という金額の内訳を教えてください。

○豊田社会教育課長 昨年度のひかりプラザ地下駐車場の泡消火剤に関しては、有機フッ素化合物が含まれた消火剤かどうかの点検を行って、その結果、入っていることの確認が取れましたので、その入替え作業ということで行っております。今回のこの金額につきましては入替え、また廃棄に至るまでの金額という形でございます。

○鈴木委員 昨年度の補正予算ではその金額が998万3,000円でしたので、2,786万円の内訳を教えていただければと思います。多分それ以外のものが含まれているのかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○皆川委員長 内訳について、お分かりになりますか。

○豊田社会教育課長 申し訳ございません。整理して御回答させていただきますので、お時間をいただければと思います。

○皆川委員長 それでは、今の件に関しまして、保留とさせていただきたいと思います。

こちらのページでほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、162、163ページはただいまの保留の件を残しまして、次のページに行きたいと思います。では、164、165ページ。

○鈴木委員 小学校の保健衛生に要する経費で、質疑させていただきたいと思います。これは中学校にも関わることですが、こちらで一括して質疑させていただきてもよろしいですか。

○皆川委員長 同じテーマですので、ここで結構です。お願ひします。

○鈴木委員 ありがとうございます。教室の温度測定について、毎年こちらで質疑させていただき、確認させてもらっています。子どもたちの健康と学習環境を守る上で、この温度測定は非常に重要なものだと認識していますが、まず、昨年度に、文部科学省が示す学校環境衛生管理マニュアルに基づき、各階1つ以上の教室で全校検査が実施されたかどうかを伺いたいと思います。

○村上学務課長 まず、こちらですが、昨年の決算特別委員会の中で御指摘いただいたところでございまして、昨年の冬季から各階での検査を行うように改めているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。令和5年度は全ての階で実施できていないということがありましたので、確認させていただきました。各階で冬季と夏季のどちらも昨年度に実施していただいたということです。このマニュアルによりますと、児童・生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は、冬季で18度から20度、そして夏季で25度から28度程度とされていますが、このマニュアルに照らして、昨年度の温度測定結果はいかがだったでしょうか。

○村上学務課長 こちらは、学校環境衛生基準に基づく範囲を超えてしまった学校としては小学校で4校、中学校で2校となっております。なお、学校環境衛生基準につきましては、昨年も御答弁させていただいたとおり、おおむねその基準を遵守することが望ましいとされている基準であり、当然そのほかに湿度や風向等を考えた上で総合的に考えなければならないものとして認識しているところでございますが、基準値を下回った学校につきましては、こちらから改善の連絡をさせていただいているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。小学校4校と中学校2校で超えているということだったんですが、それは夏季の温度が超えているということなのでしょうか、夏季においてですか。

○村上学務課長 委員のおっしゃるとおり、夏季でございます。

○鈴木委員 やはり昨年度は非常に夏が暑くて、超えてしまったのも仕方ないかなと思っておりますが、エアコンなどで適切に調整していただいているものだとは考えています。このマニュアルによると夏季と冬季、夏の間に冬の間にそれぞれ実施しなければならないということですが、この実施時期を教えてください。

○村上学務課長 夏季につきましては6月中旬から7月中旬頃で、冬季につきましては1月下旬から2月中旬頃となっております。

○鈴木委員 分かりました。昨年度も質疑させていただいたときに、学校薬剤師の方の日常業務の関係で、夏季といつても6月も含まれることはやむを得ないというような答弁があったと記憶しています。昨年度も夏季ではありますが6月にも実施があったということは認識させていただきました。この項目では再三指摘させていただいているんですけれども、夏の時期の暑さは近年非常に問題になっています。子どもの学習環境を測る基準というのは様々ですが、この温度測定について、引き続き適切に実施していただくよう、よろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 ほかに、164、165ページ。

○松岡委員 小学校の給食に要する経費のところで伺います。事務報告書は490ページ、個別説明票は通

し番号321番になります。学校給食代替費補助金交付が始まりました。2学期からの無償化に伴って、アレルギー等の事情によって弁当持参の児童の保護者に対して支給していただいているという事業です。事務報告書では一番下に2学期の交付対象者数75人、3学期は71人とあり、また個別説明票では、当初の見込み人数が30人で実績が11人であり、数値に差があるかなと思ったんすけれども、まず、対象者や見込みの際の考え方、それから、実績が低かったことに対して何か分析されているございましたら教えてください。

○村上学務課長 まず、事務報告書に出している人数でございますけれども、こちらについては、小学校に関しまして給食全体、それから牛乳のみであった方々を全て合わせた人数という形になっています。一方、個別説明票に記載させていただいている見込み30人に対して実績11人につきましては、給食全てに対する補助を行った人数というところでございます。こちらは事業として初年度でありましたので、どの程度の人数かというのを見込むのはなかなか難しいところではありましたけれども、直近の状況等を鑑み、漏れなく計上させていただいたところではあります。結果としては見込みを下回ってしまったというところでございます。

○松岡委員 状況は分かりました。直近の数を鑑みて見込んでいたが、それを下回ったということでありましたけれども、ホームページでは周知されているんですけど、この対象の方、御家庭が申請する際の周知方法はどのようにしていらっしゃったかということと、あと、対象の御家庭には漏れなく申請してもらって交付されたかどうかというところを確認したいと思います。

○村上学務課長 こちらにつきましては、各学校を通じて全ての保護者に対して申請書の配布を行ったところであり、また、従前よりアレルギー等での対応をされていた方に対しては、各校の栄養士から未提出者に対するアプローチ等もさせていただいたところですので、適切な対応ができているものと考えております。

○松岡委員 状況は分かりました。今年度も学校給食を無償化していただいて、大変ありがたく思っています。現在の、今年度のホームページでは4月15日締切りということで、新たに入学した児童の方だったり、新年度に転入された方にとってはちょっと早めの締切りなのではないかなと思いますので、御相談や問合せ等があった際には、個々への対応もお願いしたいと思います。

また、これまでも要望させていただいているんですけど、学校へ通っていなかつたり、通えなかつたりする子どもたちや、フリースクールなどへ通う子どもたちなど、全ての子どもたちにとって食料への権利というのは平等にあると思いますので、東京都のスキームに従って実施ということではありますけれども、このような方に対しても配慮や支援をお願いしたいなど、併せて要望させていただきます。

もう一点、こちらと同じ項目であります。事務報告書の1番、地場産野菜の使用率が16.1%となっていて、令和3年度から徐々に低下しております。令和3年度から比較すると9%の低下に見えております。市内の農業者の方や栄養士をはじめ、たくさんの方々が苦慮しながら導入されているということは認識しているんですけども、こちらについて、御担当として何か考察や総括などございましたら教えてください。

○村上学務課長 地場産野菜の使用率につきましては、使用野菜の重量ベースでの使用率となっております。したがいまして、基本的に大きなウエートを占めるものは、年間を通じて使用するような根菜類等の状況によるというところになっております。ただ、昨今の気象条件等によりましてなかなかうまく作物が育たないというような状況がある中で、使用率については低下してしまっているという状況があると認識

しているところでございます。ただ、少量多品目というこくべじの特徴を生かしまして、特に市内での小学校の給食におきましては、種類におきましては約7割程度の野菜において地場産野菜を活用できているという状況があることを御報告させていただきます。

○松岡委員 分かりました。今、気候変動ということもありました。学務課だけではなくて様々な課における課題もここにも表れているのかなと感じました。こくべじでは、子どもたちから「トウモロコシの皮むきをした」とか、そういったことはよく聞かせていただいておりまして、大事なことだと思っておりますので、引き続き、大変なことかと思うんですけれども導入率を上げていけるように、みんなで考えることも大事だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○皆川委員長 それでは、先ほど保留としておりましたひかりプラザの件の御答弁をお願いします。

○豊田社会教育課長 お時間を頂戴いたしましてありがとうございました。先ほどのひかりプラザの維持管理関係の内訳でございますが、泡消火剤に関する業務に関しましては、もともとあった薬剤の入替え作業と廃棄という形の委託業務として602万8,000円で委託契約を結び、執行しているという状況でございます。

全体の内訳ということで、ひかりプラザの維持管理に関する部分、施設の設備に関する様々な委託業務をこの中に含めているところでございます。機械警備とか、また設備の点検、消火点検、そういった部分の委託業務全てを含めた金額となっています。そのうちの泡消火剤につきましては、先ほど申し上げた金額での委託ということで事業を行っているところでございます。

○鈴木委員 御確認ありがとうございました。ただ、ちょっと分からなかったのが、昨年度の補正予算での998万3,000円というのが泡消火剤の入替えと廃棄を含めるものであったと思うんですが、その辺を整理していただいて、もう一回御答弁いただけますか。

○豊田社会教育課長 申し訳ございません。今回の602万8,000円につきましては入札による契約金額となりますので、その金額となります。

○鈴木委員 分かりました。その点は理解できました。ありがとうございます。昨年度、東京都のPFAの補助金のメニューの中で、民間企業の駐車場における泡消火剤の取替えという項目がありました、公共施設には適用されないということで、こちらは一般財源から対応していただいているのかなと思うんですけども、その認識で合っているかどうか伺います。

○豊田社会教育課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 確認させていただきました。そのほかに、泡消火剤そのものについてお聞きしたいんだけれども、ひかりプラザの地下駐車場は水膜式の泡消火剤を使用する設備という認識で合っていますでしょうか。

○豊田社会教育課長 今、ひかりプラザで使っている、今回入れ替えた泡消火剤に関しては、フッ素系界面活性剤を主成分とする泡消火薬剤となっているところでございます。

○鈴木委員 質疑の趣旨としましては、PFAが含まれない泡消火剤というものがあるのかないのかということで、私が調べた限りではあるそうなんですが、水膜式泡消火剤に関しては製造過程でごく微量のPFOAが副生成物として発生するということで、今、近隣では一連のPFAの汚染状況を見て、様々な自治体で地下駐車場のPFOAが含まれた泡消火剤の交換を進めていますが、例えば狛江市でしたりとかは水膜式の泡消火剤を使用しているということで、PFAフリーの製品が開発され次第、また再交換するという情報も私のところでは確認しております。それで、先ほどの質疑で泡消火剤はどんな成分なの

かということで御答弁がありましたけれども、これはつまりP F A Sが含まれているものなのか、それとも、禁止されているP F A Sは含んでいないけれどもそれ以外の代替物質が含まれているのか、本当にP F A Sって1万種類以上あると言われていますので、その辺を確認したいと思いまして、もう一度質疑させてください、いかがでしょうか。

○豊田社会教育課長 基本的にP F O Sが含まれない泡消火剤を入れるということがまず大前提でございましたので、その内容の中で、先ほど申し上げましたフッ素系界面活性剤を主成分とする泡消火薬剤というものを入れております。こちらにつきましては、国家検定規格また泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令にも適合されたものとして入れているところでございますので、そういった危惧はないと、担当としては認識しているところでございます。

○鈴木委員 P F A Sの種類は本当に多岐にわたります。本当に多いので、今後もしかしたら、今、使われている、交換していただいた薬剤も禁止になってしまうようなことがあり得るのかなということを問題意識として持っております。火災などで、もし、その泡消火剤が使用された場合の処理については、事業者には責任がなくて、国分寺市として考えていかなければならない問題だと思っております。なので、もし、万が一、火災があった場合、使用した後に下水に流れないようにするための回収体制とか、地下水や土壤汚染の防止に関する対策について、市全体として考えていかなければならないのかなと思いますので、そちらについて、最後に一言いただきたいと思います。

○豊田社会教育課長 今回、P F O Sを含めないという形での泡消火剤に入れ替えさせていただきました。こういったことは起こってほしくはないんですが、もしそういった薬剤を使ったとき、そういった部分でも皆様に御迷惑をかけないような適正な処理の仕方での対応をさせていただければと思っております。

○皆川委員長 それでは、162、163ページは終了とします。

ページを戻りまして、164、165ページです。

○中山委員 小学校の特別支援学級運営に要する経費のところでお聞きしたいと思います。資料第32号を出していただきまして、ありがとうございます。あわせて、次ページにもなるんですけど、中学校の部分もここでお聞きしてよろしいでしょうか。

○皆川委員長 あわせてお聞きして、御答弁もお願ひいたします。

○中山委員 ありがとうございます。そうしますと、資料第33号も同じ資料の中に載っていますけども、ありがとうございました。まず、確認なんですけども、小学校のほうからお聞きします。令和6年度でそれぞれの学級でこういう人数になっているわけですが、1クラスは8名の定員だと思いますので、例えばわかば学級ですと、令和6年度で41人ですので6クラスに分かれると思います。6クラスで教室は何教室か、教室を分けて使わざるを得ないというような状況もお聞きしているわけなんんですけども、そのように考えたときに、1つの教室を2つのクラスで使っている場合は1教室というようにカウントすると、教室は何教室使っているんでしょうか。

○關学校教育担当課長 令和6年度のわかば学級につきましては、学年で1つの教室を使うような形で運用されておりました。

○廣瀬教育総務課長 私からお答えいたします。第二小に関しましては、今、学校教育担当課長から御答弁申し上げたように、1教室について各1学年ずつということでございます。

○中山委員 つまり、分けていないということですか。パーティションとかカーテンで1つの教室を分けて2クラスで使っている、そういう実態は第二小ではないと、ほかの学校も同じような状況という理解で

いいですか。

○皆川委員長 学校によって異なるのか、少し詳細にお願いいたします。

○關学校教育担当課長 実際は、学校によって異なる状況となっております。特別支援学級においては学年で指導する場合と、またグループで学年と一緒に指導する場合がございますので、そこは学校で柔軟に対応しているところとなっております。

○中山委員 柔軟に対応する場合であっても、できれば1つのクラスで1つの教室を使えたほうがいいわけですね。

○關学校教育担当課長 知的障害特別支援学級の場合におきましては、例えば国語、算数などにおいては、学年に応じて個別指導を行うことが適している場合がございますが、その他、音楽であったりとか、図画工作であったりは、グループで学年と一緒にする指導を行っているのが実際になっております。その教科、また実態に応じて指導を行っているところでございます。

○中山委員 問題意識としては、これは令和5年度の報告書になりますけども、知的障害特別支援学級設置等検討委員会の報告書の中で、児童アンケートの結果について、委員の意見として、「教室の席と席が近く、人ととの空間が保てない、人数が多いなどの児童の意見がある。カーテン越しに音が聞こえてきて集中できないことがあるので、効果的ではない」という意見とか、このアンケート結果と学校の実態から、「空間の仕切りがあり、落ち着ける空間が児童にとって必要である。カーテンで仕切っていて隣の声がうるさいなどの課題が見えてきた」という意見が出されているんですけども、今の答弁と合わせると、これはどのように理解したらいいんでしょうか。

○關学校教育担当課長 実際の事例で申し上げますと、昨年度、例えば第七小学校のけやき学級では、1つの教室を2学年がカーテンで仕切って対応していたところではございますが、学習内容によってはほかの特別教室を活用して指導するということを行っていたところでございます。学校においては、できる限りの工夫をして対応しているのが実際のところです。

○中山委員 できる限りの対応をしていただいているのは理解しておりますし、そこについて非難しているわけじゃなくて、実態を確認しようと思っていたんです。改めて、学校において、今、けやき学級のことをお紹介されましたけども、授業によっては1つの教室をカーテンで区切って使わざるを得ないという状況もあるということを確認させていただきました。

そういう中で、この資料に基づいて見てみたんですが、これが今どうなっているのかなと、ちょっと気になりますとしてホームページ等々を調べたところ、「かがやき」という特別支援教育をまとめている資料になりますけども、これに令和7年度の人数も出ていたので参考にしたんですけども、第四小のさつき学級ですけど、令和2年度が28人、令和6年度ではこれが46人まで急増していまして、令和7年度だと53人まで増えてしまっているんです。この53人という数字を見ると、第二小のわかば学級が40人台でずっと多くて大変だということで、今は第六小へ分ける取組がされているわけすけども、このさつき学級についてはそういう課題というのはないのか、私はまた学級を増やしていくとか、設置していくとか、そういう課題にもつながるんじゃないのかなと思っているんですが、その辺は、この状況からいかがお考えなんでしょうか。

○關学校教育担当課長 今お話しいただきましたさつき学級の状況におきましても、今年度設置しました特別支援教育推進委員会にて、今後8年間の国分寺市の特別支援教育の方向性について話し合っているところでございます。委員のお話の内容についても、今、検討、協議を重ねているところとなっております。

○中山委員 そうすると、その点は中学校のほうも同じという認識でよろしいですか。特に中学校のE組は令和7年度を見ましたところ30人になっていますし、またF組も令和6年度は18人ですけど今年度は29名になっていますので、この辺も次期特別支援教育基本計画の策定の議論になっているという理解でよろしいですか。

○關学校教育担当課長 委員がお話しのとおり、論点の一つとなっております。

○中山委員 それはまた特別支援教育基本計画の策定を待ちたいと思いますが、この辺の対応は、学校施設が様々大変なのはもちろん私も承知していますので、教室の数を含めて。ですが、対応していかないといけないところは対応していかないといけないと思いますので、そこはまた計画を見てお聞きしたいと思います。

先ほど紹介しました令和5年度の小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会ですけど、新しく学級を設置するとともに、既存の施設についても改善できるところについての意見が出されております。施設整備についての意見という形なんですけども、その中でもパーティションの問題とかクールダウンのスペース等について触れられているんですけども、施設整備への意見については、この報告書にまとめられているわけなんですけども、できるところ、できないところ、物理的に不可能な部分もあるとは思うんです。とはいって、この報告書の意見を踏まえて改善できるところは改善していく、そういう取組をできるところでしていると認識しているんですけど、うなづかれているので、令和6年度でそういう取組があった部分がもしあればお聞きしたいと思います。

○關学校教育担当課長 報告書の内容につきましては、校長会、また教員が集まる特別支援学級連絡会などで内容を共有しているところとなっております。実際にはその内容を含めて、学校の中でできる限りの対応を各設置校で行っているような形でございます。

○中山委員 そこは学校の施設に関わることなので、学校を中心にしてという意味の今の答弁だと思います。ただちょっと気になったのは、先日の厚生文教委員会の中で、クールダウンのスペースについて星委員が触れられていきましたけども、クールダウンについては、先ほど紹介した委員の意見の中にも「クールダウンのスペースはやはり欲しい」という御意見もあるわけです。この間、この報告書だけじゃなくて、ずっと課題になってきた問題だと思うんです。ただ、そうはいっても学校施設の限界があるのでなかなか設置できない部分、もしくは、場合によっては学校現場で工夫されている部分もあるのかもしれないんですけども、ただ、私は、このクールダウンのスペースを造るのであれば、学校の施設整備と大きく関わってきますので、教育委員会としてはできるだけクールダウンのスペースについて確保できるように、例えば教室を増設するようなタイミングでこういうスペースも考えられないかとか、そういう前向きにできるところで検討していただきたいと思っているんですけども、先日の厚生文教委員会を聞いていますとそうではないような感じの答弁に聞こえてしましましたので、その点を確認させていただきたいと思います。

○廣瀬教育総務課長 今、委員のおっしゃったところは重々承知してございます。今後、可能な限り対応していくという方向性で進めていきたいと思っています。児童・生徒の増の問題もございますけれども、そこについてはしっかりと認識しておりますので適切に対応してまいります。

○中山委員 今の教育総務課長の答弁の方向でお願いしたいと思うんです。このクールダウンのスペースがないことによって、いろいろ悩まれている保護者の方もいらっしゃいますし、それがあればもうちょっと学校生活になじめるという子どももいると思いますので、なかなか難しい点は重々承知していますけども、何かの機会を捉えて改善できることがあればそれに取り組んでいただきたいと思います。重ねて要望

して終わります。

○寺嶋委員 ちょっと遅れちゃったんですけど、鈴木委員の部分に関連といいますか、情報の整理をさせていただきたいなと思いましたので、ここで質疑させてください。

まず、ひかりプラザの維持管理に要する経費の部分です。フッ素系界面活性剤の泡消火剤に変えたところで、フッ素系界面活性剤ってP F A Sなんです。P F A Sは1万種類以上あるのも事実なんですが、P F A S全てに毒性があるわけではない、P F A Sの一部に毒性が認められ始めている、ただ、現時点では毒性も認められていなければ、規制もかかっていないフッ素系界面活性剤の泡消火剤を今回導入されたと。鈴木委員がおっしゃっていたのは、今は大丈夫でも、結果として後からやっぱり駄目でしたとなって、恐らくそれで今の国分寺市も振り回されているといった部分もあるので、そういう部分を考慮して、鈴木委員も意見として述べられていたと思うんです。なので、整理したかったのは、フッ素系界面活性剤がP F A Sである、そしてP F A S全てに毒性があるわけではないという部分の整理がされていなかったので、そこを整理させていただいた上で、今後、使っていく中で、しっかりとP F A Sに関して目を光らせながら、今、新しく導入したひかりプラザの泡消火剤が、今後、問題にならないかどうか注視して運用していくだけがでしようかというところに回答していただきたいと思います。

○皆川委員長 寺嶋委員、今のP F A Sに関する経費の部分は163ページで終わっているのです、ひかりプラザということで。なかなか科学的な視点の話なんですけれども、この件に関しては課題ということで御発言は認めたいと思いますが、ページは終わっているということで、進ませていただきたいと思います。

164、165ページ、改めてこのページですか。

○はせべ委員 小学校の施設整備に要する経費で、中学校も一緒なのでまとめて、短く質疑させていただきたいと思います。先ほど、鈴木委員から小学校の保健衛生に要する経費の部分で、教室の室温のやり取りをお聞きしまして、ある学校では最上階の教室の天井がすごく熱くなっているということで、お聞きしたいのは、大規模改修が順次されているということですので、その辺の経過だけ、今の現状を教えていただければと思います。きっと天井の断熱材の工事もされているかと思いますので、それも含めて簡単にお願ひいたします。

○廣瀬教育総務課長 これまで、計画的に着実に大規模改造工事を実施してきているということでございます。屋上につきましては、防水機能が低下しているというところについて対応してきたというところでございます。ただ、屋上に関しては、断熱を大規模改修の際に併せて実施するということについては、そこではやってきていないということでございます。これまでも御質疑があつてお答えしてまいりましたが、基本的に断熱に関しては、増築あるいは更新のタイミングを捉えて計画的に実施していくと、そういう考え方を持って進めてまいります。

○はせべ委員 今後、またこの件について確認させていただきます。

○中山委員 関連で、今の答弁は、大規模改修のときに断熱化も位置づけるというような過去の答弁だったかなと思ったんですけど、大規模改修じゃなくて、増築、更新、建て替えのときで、大規模改修ではやらないことなのでしょうか。

○廣瀬教育総務課長 これまでお答えしてまいりましたのは、増築あるいは更新のタイミングを捉えて計画的に、構造等も含めて全てを見直して対応を図っていくということになります。

○皆川委員長 ほかになれば、164、165ページまでは終わりたいと思います。

166、167ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 168、169ページ。お手が挙がっていますが、一定時間経過いたしましたので10分程度休憩といたしたいと思います。

午後2時35分休憩

午後2時47分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたしたいと思います。

先ほど、168、169ページで寺嶋委員が挙手されていましたので、お願ひします。

○寺嶋委員 すみません、簡単に質疑させてください。成人の日の式典に要する経費に関して、事務報告書の498ページのC o K o T o w n P A S S P O R Tの利用者数を確認させていただいて、昨年が161件だったのに対して、今回は63件まで大分減っちゃったなと思って、なかなか新成人にとってうれしいものだと思うんですけど、減ってしまった部分に関して見解と、今後どのようにされていく予定なのかを伺わせてください。

○千葉子ども若者計画課長 C o K o T o w n P A S S P O R Tにつきましては、市の中で成人を応援するような事業として位置づけて開始しておりますので、継続的に進めていきたいと思っております。

件数が減った要因ですけれども、こちらについては、参加、協力してくださっていた生花店が令和6年度に内容が変わってしまいまして、使う方が非常に減ってしまったというのが大きな要因でございました。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。これは結果的に民間の方々の協力の上に成り立っているものだと思いますので、無理強いするものでもないと思います。ただ、こここの部分で、161件が63件と悲しくなってしまったので、せつかくなので、100件ぐらいは利用してもらえるような形で、何らか試みていただければと思います。

○皆川委員長 ほかに168、169ページ。

○はせべ委員 社会教育関係の委員に要する経費についてお尋ねいたします。事務報告書は497、498ページに報告されているところを確認させていただいている。質疑の内容としては、社会教育委員の会議が定例的に毎年行われているというのは認識しているんですけども、国分寺市社会教育委員会議規程に、のっとってやっているはずだと思っていますけれども、第7条には教育委員会議は傍聴することができると明記されているところですけれども、昨年度にホームページ、市報を確認させていただいても、傍聴の周知がなされていませんでした。また、ホームページを確認させていただいても記載が見えないというところがありましたので、この件について、担当課としての御見解をお願いします。

○豊田社会教育課長 こちらの社会教育委員会議の日程周知等につきましてですが、まずは、社会教育委員の委員構成として、学識の方や様々な職にわたるような方々の委員構成という形になってございます。なかなか会議日程を固めるに当たって、皆様のそういった日程調整等を含めて少し時間を要しているというところがございます。そのために、今現在はお知らせが市報等でできていないというところでございますが、非公開の会議ではございませんので、開催周知については、広報媒体を活用しながら周知に努めていきたいと思っております。

○はせべ委員 分かりました。学校教育以外は全部社会教育だと認識していますので、多岐にわたる範囲を社会教育という形で委員が協議してくださっているかと思いますので、今後ぜひ、今の御答弁を踏まえ

ましてしっかりと周知していただいて、報告等も載せていただけたらと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○皆川委員長 ほかに168、169ページでございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 170、171ページ。

○鳥居委員 史跡武藏国分寺跡公園用地買収に要する経費についてお聞きいたします。事務報告書は508ページです。史跡地の用地取得については、地元の任意団体の地主会との事前協議というのを非常に丁寧に毎年していただいていることを確認しております。ただ、特に相続に起因する場合については、事前の協議ができない場合もありますので、そういう場合には速やかに円滑に手続がされるよう毎年お願ひしているところなんですけれども、令和6年度について、円滑に速やかにできたかどうか、あと今後について、一言お願ひいたします。

○諸橋史跡整備担当課長 昨年度の買収事業につきましては、今、委員のおっしゃった地主会から御紹介いただきました西元町区域内の指定地5筆の買収を行ってございます。いずれの場所につきましても、地権者の方と丁寧に対応させていただきまして、買収は適正に完了しているところでございます。また、土地開発公社が買収した土地の買戻しも1件行っていたというところでございます。

○鳥居委員 丁寧に円滑に手続ができているということで、ありがとうございます。地元の元市議会議員の方からも、年に1回必ず確認しておくように、今後についても確認するようにと言われておりますので、この件については機を見て、再度確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○寺嶋委員 こちらも簡単に確認させてください。文化財調査に要する経費、事務報告書は501ページです。令和5年度の予算が約3,500万円ほどだったのに対して、令和6年度は約8,300万円と増えています。こちらに関する理由は、恐らく発掘調査の確認調査の部分で、出土遺物が前年度が5箱分だったのが、今回は21箱分になっていたので、そういう部分でお金が増えたのかなと思っているんですけど、間違いないでしょうか。お金が増えた理由を教えてください。

○依田ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 今、委員のおっしゃったとおり、発掘調査の需要が増えたということも一因であるんですが、どちらかといいますと、事務報告書の502ページの3のところに書いてございますが、発掘調査測量図等データ整備業務というところで、これまで市内では50年近くにわたって約1,000か所ぐらいの発掘調査をやっているんですが、それをG I Sシステムに乗せるためのデータ整備委託を昨年1年間かけてやっております。主な増要素としては、こちらの事業を昨年行ったということでございます。

○皆川委員長 170、171ページでほかに。

○小坂委員 子ども若者計画課関係経費のところでお伺いいたします。事務報告書は511ページになります。青少年育成地区委員会の活動についてお伺いしたいと思います。今定例会の議案にも出ておりますように、今回、青少年問題協議会がなくなるということで、より重要な会となってくるのではないかと思っております。連絡会の様子などについても共有していただけますでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 こちらの青少年育成地区委員会につきましては、年間11回の連絡会を市の職員も入りまして実施しております。その中で、まず、情報共有するものと市からの御連絡とか、そういうものを併せて行わせていただいておりまして、あとは、それぞれの地区委員会の中からいろいろ課題等が出る場合もございますので、そちらも併せて職員も検討しながら、できる支援、なかなか難しい支援な

どもありますので、そういうものを踏まえまして、青少年の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○小坂委員 熱心に長年活動してくださっている、それぞれの地域の方々がいらっしゃると認識しております。また一方で、現役の保護者の方々のPTAの活動などとリンクすることもあるかと思うんですが、その関係性が地区によってはちょっと課題があるというような御意見も聞かれますので、ぜひ市としてこの大事な委員会のフォローですかサポートを引き続きお願ひできればと思います。

あと、こここのところで、3市と東京学芸大学の連携講座についても簡単にお伺いしたいと思います。こちらには毎年参加させていただいておりまして、大変内容の濃い講座が多数実施されております。子ども理解や障害理解、支援の在り方など、ボランティア、また支援者の質の向上に大変寄与していると感じているところなんですが、この修了生の中から、なかなか新規ボランティアにつながっていないのではないかと感じておりますし、この辺の御担当の見解についてお伺いしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 この講座が終わった後に、受講者の方にボランティアの関係についてどんなものを手伝いたいかなどのアンケートを取っております。その中で、国分寺市に関心のあるボランティアの方等のアンケート用紙を頂いておりますので、そういうものを活用しながら、地域の方につなげていくような働きかけというのは引き続き行ってまいりたいと考えております。

○小坂委員 多数の方が参加されておりますので、引き続き、児童館ですか放課後子どもプランのサポートなどにつながっていくといいのではないかなと思っておりますので、効果的な仕組みづくりについて、ぜひ関係各課と連携していただけますようお願ひ申し上げて終わります。

○皆川委員長 ほかに170、171ページでございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、172、173ページ。

○脇村委員 図書館費について、簡潔に一点、お伺いしたいと思います。事務報告書は538ページ以降なんですかけれども、市内の全ての図書館で、おはなし会が開催されているとのことで、子どもたちに幼少期から活字とか、それから図書館に親しんでいただく機会をつくるという意味で非常にすばらしい取組かなと思いますが、表とかの数値を見ますと、平均で10人を超える方が参加されているところと、残念ながら平均で1人とか0.5人とか、そういうところで数字がばらばらで、市として、ぜひ参加者を増やすような取組をしていただけたらうれしいなと思うのですが、一言御見解をいただけますでしょうか。

○有賀図書館課長 おはなし会につきましては、本多図書館市役所分館を除くほかの図書館、中心館である本多図書館ほか地域館で行っているものでございます。おはなし会といたしましては、定例的に行っているものと、あと特別に行うスペシャルおはなし会という2つがございます。定例的に行っているものに関しては、事業の実施後に次回の予告や館内のチラシ、あとホームページ、また子育て関係部署にもお知らせの配布等を行っている状況でございます。今後は周知方法の工夫をするなど、参加人数を増やすよう努めてまいりたいと思っております。

○皆川委員長 よろしいですか。

ほかに172、173ページ。

○小坂委員 図書館のところで、私からもお伺いしたいと思います。令和6年度は、駅前分館から市役所分館への移転が大きかったと思います。令和5年度と比べますと約200万円の増、個別説明票は通し番号340、341、342になります。一般質問で利用実績などについては、市役所分館についてお伺いいたしま

た。親子連れの利用やリクエスト本が多いことも分かりました。ありがとうございました。市として図書館の移転というのは初めてのことだったのでないでしょうか。御担当としてどのようなことに留意しながらこの事業を進めたのか、総括をお伺いいたします。

○有賀図書館課長 新庁舎での市役所分館を造るに当たりましては、留意点としては2点ございました。まず、1点目につきましては、駅前分館利用者の方が移転による閉館で御不便がないように事前周知を丁寧にしていくこと、それをまず心がけました。

2点目についてですけれども、今後新しく造っていく図書館について、どのような図書館とするか、新庁舎の立地条件、来館者などを加味いたしまして、特色を持った図書館にしたいとの思いから、そのコンセプトづくりに重点を置きました。コンセプトにつきましては、以前より皆様方にお伝えしておりますように、国分寺市の魅力発信につながる有効な場所であり、関連する地域資料をそろえ、国分寺市の魅力醸成の一端を担う、また子ども連れの来館者に向け、りんごの棚も含め子どもの育ちに必要な本をそろえ、親子が触れ合える読書環境を提供するとし、コンセプトを具現化するような市民が利用しやすいレイアウト、書架のデザイン、選書等を行ってきた状況がございます。

○小坂委員 ありがとうございました。新しく国分寺市ゆかりの作家のコーナーができましたけれども、これにより作家の方とのつながりも、ここをきっかけにできたと聞いています。この取組について、簡単にお伺いいたします。

○有賀図書館課長 国分寺市ゆかりの作家コーナーをつくったことによりまして、図書館、また職員と作家の方との距離が非常に近くなり、作家の方が図書館に足を運ばれ、様子を御覧になったり、個人のブログで市役所分館を紹介してくださったりなど、図書館との良好な関係が培われている状況がございます。図書館の運営について、よい影響があるのではないかと感じております。

○小坂委員 恋ヶ窪の図書館のほうが地域資料の収集中心館ですので、今後、新しい図書館のほうでもさらに広げていただけたらと思っています。

最後に一点、りんごの棚についてです。読書バリアフリーの事業として象徴的な棚かと思うんですけれども、全館に設置しているというのは多摩地域の中でも先進的な事例で、多摩市に続く先進的な取組と高く評価させていただいている。蔵書の充実ですとかさらなる周知、障害福祉課や特別支援学級との連携強化を求めるところです。

○有賀図書館課長 国分寺市では令和5年度より、全館にりんごの棚の設置を行ってございます。りんごの棚については、今後も充実を行っていくとともに、いろいろな方に知っていただくように努めてまいりたいと思います。また、バリアフリーの周知、蔵書の充実、関係課や特別支援学級との情報連携強化にも努めてまいりたいと考えております。

○小坂委員 ぜひ、お願ひいたします。

こここのページで、あと放課後子どもプランと公民館のところでも質疑したいと思いますが、一旦終わります。

○皆川委員長 172、173ページでほかに挙手されていた方はいらっしゃらなかつたですか。

では、小坂委員、続けてお願ひします。

○小坂委員 放課後子どもプランについて、簡潔に確認だけさせていただきたいと思います。個別説明票の334番です。予定していた事業が実施できなかつたというようなことが書かれていました。猛暑による影響ですか、工事によって校庭が使えなかつたとかがあると思いますけれども、主な理由をお示しいた

だけますでしょうか。

○豊田社会教育課長 放課後子どもプランに関して実施できなかった事業でございますが、委員のおっしゃるとおり近年の猛暑の影響により中止せざるを得ないというところ、また工事の関係も含めてにはなりますが、主たる部分というのは校庭開放というところでございますので、児童の安全といった部分を最優先にすると中止せざるを得ないという状況で、事業としては減ってしまったというところでございます。

○小坂委員 やはり気候危機の影響がこういったところにも表れてきているなと感じています。全校では実施回数が増加しているんですけども、事務報告書の514ページを見ますと、以前も指摘させていただきましたけれども、プラン室の移転というのが大きく影響しているのが分かります。第二小学校がマイナス133回、一方で第八小学校がプラス175回、会計年度任用職員の方を配置し、プラン室があるという、そういうことによって学校間の格差が続いているような状態です。回数の少ない学校を今後どのように支援していくのか、御担当の御見解をお伺いいたします。

○豊田社会教育課長 開催の回数に差が出ていることに関しては、我々としても認識しているところでございます。特にプラン室の役割という形では、もともと東と西の放課後子どもプランの拠点という形で運営させていただいているところでございます。その中に会計年度任用職員を配置させていただき、またもう一人、月額会計年度任用職員も入れて両プラン室の運営についての調整、またそれ以外にも全体の放課後子どもプランに関する様々な情報共有、また提供ということもさせていただいているところでございます。放課後子どもプランにつきましては、定期的に運営委員会、またコーディネーター会議といった、協力いただいている皆様と打合せをする場というところもございますので、そういったところをうまく活用しながら、何とか各校の取組や課題というものを共有させていただいて、なるべく均衡の取れた運営ができるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

○小坂委員 ぜひ、お願ひいたします。まず喫緊にできることとして、例えば、市の職員の方による出張プラン室といった形で、全校でイベントを行っていただくなどをすることで、回数の格差を埋めていくこともできるのではないかと思っています。

それから、学びの場の回数が1桁の学校が数校あることが見てとれます。猛暑の影響によって校庭開放の回数が減っているというようなこともありますので、これまでにお願いしてまいりましたが、学校に御理解いただいて、放課後に室内で子どもたちが過ごせる場所を提供していただき、1桁ということがないように、ぜひ、御協力いただけるよう、御担当として働きかけをさらにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊田社会教育課長 放課後子どもプランにつきましては、各実施校の教室、また校庭等を活用させていただいているところですけども、おっしゃるとおり児童数の影響や、また高学年、中学年の授業時間の時間の割り振り等で、なかなかそういった教室を確保していくというのも厳しいところもあるのかなと考えております。引き続き、放課後子どもプランとして、特に屋内で活用できる場をどういった形で捻出できるかというところについては、学校に状況をお伝えしながら、協力が得られるように、こちらに関しても努めていきたいと考えております。

○小坂委員 体育館などは難しい場合もあると聞いていますが、ぜひ、図書室などの活用をできるようにしていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○中山委員 関連で確認したいんですが、先ほど、事務報告書にあるとおり、学校によって実施数に違いがあるのは認識していると。その課題については、各学校の実行委員会の連絡会議でしたか、そこで課題

の共有をしているということでしたが、その課題とは、具体的にどのようなものが挙がっているんでしょうか。

○豊田社会教育課長 先ほど申し上げましたとおり、定期的に運営委員会、コーディネーター会議という形で様々な情報共有を行っております。その中で、学びの場、いわゆる教室等の屋内で確保できる活動というものはなかなか厳しいというところ、そこはプラン室のある学校とない学校で少し差があるといった御意見もいただいております。また、人員体制といったところに關しても、保護者の皆さんとの御協力によって成り立つ事業というところもございますので、そういった部分の課題もそういった場の中で共有しているというところでございます。

○中山委員 共有も大事だとは思うんですけど、人員体制のところについては、これは主にPTA中心にやっていたりとか、地域の御協力をいただいていたりとか、実行委員の体制は違うと思うんですけど、主にPTA中心、あるいはPTAのみで実行委員会が運営されているところというのはどこになるんでしょうか。

○豊田社会教育課長 PTAが中心で動いているところとして我々が認識しているのは、第五小、第十小でございます。

○中山委員 そうなんですね、第九小もそうなのかなと思っていたんですけど、第五小と第十小、分かりました。この問題は課題として私も認識していますし、深めていきたいと思うんですけど、以前も指摘させていただいたとおり、大事な子どもの居場所として、今、答弁もありましたけど、子どもの居場所の確保として、できるだけ回数についてはそれぞれ均衡を図っていくというのが大事だと思うんです。そういう点では、また私もいろいろ見ながらお聞きしたいと思いますので、今日のところは終わります。

○小坂委員 公民館のところで簡単にお伺いしたいと思います。事務報告書は535ページになります。中段下のところに保育室の利用状況が出ております。令和5年度と比べますと利用件数、利用者数とも大きく増えています。特に光公民館と並木公民館が増えていて、ここを利用しながら親も子も学びを深めている様子が数字からも見てとれます、令和6年度の状況についてお伺いいたします。

○大日向公民館課長 公民館保育室事業では、子育て中の保護者の学びの機会、また、公民館内で活動する保育グループを支援しています。令和5年度と比べまして令和6年度に利用が増加したと考えられる要因なんですけれども、令和5年度は5月に新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられましたが利用を控えられたと考えられること、あと一方で、各公民館主催事業におきまして保育室の利用についての広報に力を入れてきたこと、それから、1つの保育グループの構成人数にもよりますが、令和6年度は親子活動の利用回数が多かったこと、特に光公民館では、午前、午後、夜間を通して利用する活動グループがあつたことなどが、令和6年度の増加要因と考えております。

○小坂委員 ありがとうございました。子どもが赤ちゃんのときに公民館とつながること、地域とつながることは、その後の子育てに非常に大きな役割を果たしていると認識しております。親子共々つながりをつくれること、また国分寺市が50年前からこうした事業を実施していることは、社会教育、また子育て支援の側面からも全国的に高く評価されていると認識しております。幼い子のいる親のための教室の参加延べ人数も大変多いですし、今後もしっかりと継続していただきたいと要望して終わります。

○皆川委員長 172、173ページでほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 174、175ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 176、177ページ。

いかがですか、教育費まで。ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款10、教育費までを終了といたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午後3時17分休憩

午後3時20分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

続いて、176、177ページの款11、公債費の質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で款11、公債費までを終了いたします。

続いて、176、177ページの款12、諸支出金の質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いします。

○高瀬委員 基金積立金についてお伺いしたいと思います。事務報告書では566ページに資料が出されています。この資料は、基金からの繰替運用の状況ということで示していただいているものです。内容としては、元金の合計のところを見ますと、約178億円を繰り替えているというものになっています。その日数を見ますと3日から271日と、本当に様々な日数で運用をしているということも見てとれます。令和6年度については、市中金融機関からの借入れは行っていないということなんですけれども、一番下の段にもありますように、介護給付費準備基金からも繰替えをしていると。これって、なかなかないことではないかなというふうに認識をしていることです。そう思うと本当に厳しい資金繰りをされてきたのではないかと思っているんですけども、この点について、まず令和6年度はどのようにされていたのか、今、私が申し上げたような内容で正しいのか、認識を教えていただきたいと思います。

○野中会計管理者心得兼会計課長 収入の時期と支出の時期にはずれがありますので、決算審査意見書の16、17ページの収支実績及び資金運用状況の表の中段、一時借入及び繰替運用の欄のG、差引累計を見ていただきますと分かりますように、令和6年11月以降は、多くの借入れを行っています。令和6年度は特に庁舎関係の支払いが多く、例年よりもさらに資金繰りが非常に厳しい状態が続きまして、外の金融機関から一時借入れをしなければならないのではないかというような状況でした。

令和6年度一般会計は、結果、令和7年5月20日まで、約19億円を基金から借入れをしている状況が続きました。

○高瀬委員 御説明ありがとうございます。監査委員の意見書の16ページ、17ページというところで、私も今、それを見ていたところなんですけれども、本当に年度当初は恐らくやっぱり歳入がない段階なので、例年こういった形になるかと思うんですけども、下半期、ずっと差引きがマイナスというのは、非常に厳しい状況だなというふうに見ておりました。今、御答弁にあったように5月20日ですか、そこまで引っ張っていたということでは、本当に大変な運用をしていただいていたんだなと、改めて今、思うところです。それで、お聞きしたいんですけども、特に令和6年度は庁舎の関係が大きかったということで、今、御答弁もあったんですが、今後も様々、大きな歳出が必要になるような事業もありますし、そういうことを考えたときに、今回のようなこの資金繰りの必要性というのは、令和6年度にとどまるものなのか、あ

るいは後年度についても、やはりこのような状況が続くというふうに見ていらっしゃるのか、ちょっとその見解をお伺いしたいと思います。

○野中会計管理者心得兼会計課長 令和になってからの借入額の推移を見てみましたが、やはり年度当初とあと後半は資金繰りが厳しいということがあり、例年、借入れをしている状態にあります。年度初めは収入がないことから借入れをしており、例年4月には約20億円ほど借入れしていますけれども、令和7年度にはそれでも月末にはさらに不足が見込まれて、さらに20億円追加で基金から借入れした状況もあり、令和7年4月には、2年度合わせて60億円ほどの借入れとやはりなっていました。予算規模が年々大きくなっていますので、年度当初にも支払うものが増えているという状況で、これが要因と考えております。令和7年度の当初予算の財政フレーム上の基金残高は、令和10年には57億円、令和11年度には約55億円となっています。予算規模が年々大きくなっている状況を鑑みますと、資金繰りからすれば基金からの借入れだけは不足し、そうしますと外の金融機関から一時借入れすることになりますので、多額の借入金利子を支払うことになります。資金繰りの担当としては、基金が増えれば、基金から借入れすることができ、借入金利子を抑えることができると思っております。

○高瀬委員 ありがとうございます。今、御答弁いただいたような状況を考えると、国分寺市のこれから財政全体を長期で見ていったときには、その基金の積立てというのはやはり必要だろうというふうに思っています。今回の決算でも、令和6年度の基金については、財政調整基金で言えば、前年度より10億円マイナスの31億円積んでいます。それから公共施設については、60億円にプラスの65億円ということで示されています。

公共施設整備基金が必要だというのは十分に理解しているところではあるんですけども、やはり災害などが生じたときの財源不足であったり、やっぱり今、御答弁いただいたような繰替えに使える基金という意味では、もう少し積んでおく必要があるのではないかというふうに考えているところです。

それで、財政規律ということで、これまで財政規律を守りましょうと、私もずっとそういった言葉で表現してまいりましたけれども、国分寺市の総合ビジョンでも、財政調整基金は30億円以上を維持する、これが令和10年度の目標になっています。それから公共施設整備基金は20億円以上を維持する、これも何年もこの形でやってきたわけなんですねけれども、やはり、市のお金ということでは繰替え、どれでもできるじゃないかと言われたら、考え方として持つことはあるかもしれないけれども、やはりそれぞれ条例に定められた基金の使い方をするということでは、財調を増やしていく、また、基金を積み上げていくということが必要ではないかと思うんですけども、やはりどこかのタイミングで見直す必要もあると考えていますが、この辺はどのような見解をお持ちかお聞きしたいと思います。

○村越政策部長 市長からも指示を受けております。少子高齢化であったり、リサイクルセンターの建設、また、高金利による資金の調達のコスト増といったものがありますので、私どもも、しっかりとこれから検討を始めるところですが、基金については、さらに積み増していくという方針で、今、考えているところでございます。

○丸山市長 今、高瀬委員からの御質疑は、非常に重要な点だと思っておりまして、やはりキャッシュフローの観点で見ると、先ほど担当から説明があったように、かなりショートに近い状態、一時借入金の借入れをしなければいけないところの近いところに来ているということで、これは今後もやはり今の状況のままでは、そういう懸念というものは払拭ができないということで、先ほど部長から答弁があったとおり、どういった金額を我々として持っておくべきなのかというところは、改めて試算をするように指示を

しています。

その上で、当然に公共施設等においては地方債含めて、ベストミックスで全てを基金のみで片づけようというふうにも思っていませんし、一方で、全てを地方債で当然やるわけではないというところで、ほかの金融機関との連携も含めて、どういったお金の持ち方というものが当市にとって最適なのかということをしっかりと模索をする時期に入ってきたんだろうなと思っています。

一借をするというのも言葉で言えば簡単ですが、しかしながら、その調達、また、その返済、手続含めて、非常にそれもワークロードとしては大きくなってしまいますので、そういったものが今後発生するようであれば、それはまた業務量の増加ということにもつながってきます。やはり我々としては、特に運営の部分は、通常回していく部分においては、自己資金の中で回せるものはしっかりと回す。その上で、中長期で必要な投資に当たるものについては、先ほど申し上げたとおり、ベストミックスというものがどういった形があるのか、こういったものは国、都、そういった動向も含めて、また、市中の動向も含めて、私自身も積極的に情報を集めて、適切に判断をしていきたい。いずれにせよ、財調とほか基金の残高については、今、見直しを行って、当然、議会の皆様にもお諮りをしながら、お示しをしながら、最適な形というものを模索していきたいと、このように考えています。

○高瀬委員 考え方は分かりました。やはり経済は動いていますので、これが長期に続くかといったらそうでもないということでは、その都度、必要に応じて見直していく必要があるだろうというふうに思っています。今、御答弁いただきました地方債と基金のバランス、これは本当に重要だと思いますし、金利が上がっていくとかその動向とか、あと例えば、その借入れをする場合にも、どの団体がどのような金利で、また、長期の場合はどうなのかとか、様々本当に難しい判断が今後迫られると思います。

先ほど課長からもあったように、数年後には、基金も50億円程度まで減る試算が今、されておりますので、そういったところも見ながら、やはりそれは市民の暮らしが安定して、継続できるということがまず大きな目標になっていくと思いますので、ぜひ、そのところは御検討いただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款12、諸支出金までを終了いたします。

続いて、款13、予備費の質疑に入ります。176、177ページ、次の178、179ページを併せまして、質疑をお受けいたします。質疑のある方、いらっしゃいませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款13、予備費までを終了いたします。

以上で歳出を終了いたします。

次に、調書について、一括して審査を行います。

282ページの実質収支に関する調書及び288ページから298ページまでの財産に関する調書について、財政課長、会計課長から説明を求めます。

○松下財政課長 それでは、282ページをお願いいたします。令和6年度一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額696億7,189万2,000円、歳出総額675億5,529万9,000円、歳入歳出差引額が21億1,659万3,000円、そして翌年度に繰り越すべき財源の（2）繰越明許費繰越額が5,823万6,000円ということで、歳入歳差

引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、20億5,835万7,000円となっております。

実質収支に関する調書の説明は以上でございます。

○皆川委員長 次に、会計課長。

○野中会計管理者心得兼会計課長 財産に関する調書について説明させていただきます。財産の増減につきましては、資料第13号を用意してございますので、併せて御覧ください。

決算書の288ページ、289ページをお願いいたします。

1、公有財産、（1）土地及び建物（総括表）です。

土地につきましては、行政財産及び普通財産を合わせまして、前年度末現在高52万1,345.78平方メートルに、決算年度中増減高5,515.71平方メートルを加算し、決算年度末現在高は52万6,861.49平方メートルとなりました。

木造・非木造合せた建物につきましては、前年度末現在高16万5,266.58平方メートルに決算年度中増減高2万3,990.55平方メートルを加算し、決算年度末現在高は18万9,257.13平方メートルとなりました。

内訳につきましては、290ページから293ページに記載がございます。

土地及び建物につきましては、資料の1ページ、2ページに増減理由等を記載してございますので、御確認をお願いいたします。

決算書の294ページをお願いします。

（2）物権、（3）有価証券、（4）出資による権利につきましては、決算年度中の増減はございません。

295ページ、296ページをお願いします。

物品につきましては、自動車及び取得価格または評価額が100万円以上の重要物品について記載してございます。決算年度中、29件処分、100件取得で71件増加し、決算年度末現在高は395件となりました。資料の3ページから5ページに増減の理由や、物品の所属等の記載をしてございますので、御確認をお願いいたします。

297ページをお願いいたします。

3、債権につきましては、決算年度末現在高は6億8,008万4,480円で、前年度末より189万3,303円増加しております。

4、基金の（1）積立基金につきましては、決算年度末現在高は113億7,619万3,874円で、前年度末より47億7,635万7,394円減少しています。資料の6ページに増減の事由等を記載してございますので、御確認をお願いいたします。

298ページをお願いいたします。

（2）国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び（3）国民健康保険出産費資金貸付基金は、決算年度中の増減はありませんでした。

財産に関する調書の説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 説明が終わりました。一括して質疑をお受けいたします。ページ数をおっしゃって、質疑をお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 以上で、調書までを終了いたします。

それでは、総括質疑に入ります。質疑のある方は挙手の上、順次御発言をお願いいたします。ございま

せんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 これより直ちに採決を行います。議案第68号、令和6年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○皆川委員長 賛成多数。よって、本案は認定することに決しました。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時51分再開

○田中副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各特別会計及び下水道事業会計の議事につきましては、私、副委員長の田中が務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これより各特別会計及び下水道事業会計の審査に入ります。

最初に審査方法についてお諮りいたします。各特別会計及び下水道事業会計の審査につきましては、説明、質疑ともに一括して行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○田中副委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◇

○田中副委員長 それでは、これより審査に入ります。

議案第69号 令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算書の184ページから213ページまで及び283ページの実質収支に関する調書について、一括して、保険年金課長からの説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第69号、令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

決算状況につきましては、決算書193ページから227ページまで、実質収支につきましては、283ページにそれぞれ記載しております。

資料第9号を用意しておりますので、こちらの資料を用いて御説明させていただきます。

では、資料の上段、表1を御覧ください。

調定額では、現年度分が前年度比約1億377万円の増、滞納繰越分が前年度比約194万円の減、収納率は全体では昨年度と同様に92.7%となっております。

次に、資料上段右の表2を御覧ください。被保険者数と加入世帯数ともに前年度比で減少しております。資料中ほどの表3、表4につきましては、主な項目の御説明をいたします。

まず、表3、歳入について御説明します。

一番上、国民健康保険税については、補正減をしましたが、結果的には当初予算額を上回る収入となりました。上から4番目、都支出金につきましては、主に被保険者数減のため、都からの普通交付金が減額となっております。

次に、表4、歳出について御説明します。

上から2番目、保険給付費につきましては、療養給付費などの実績が当初予算及び前年度比で緩やかな伸びとなっております。

上から5番目、保健事業費ですが、当初の見込みよりも実績値が少なかったため、残額が生じております。

最後に、実質収支につきまして、資料の一番下を御覧ください。今年度の実質収支額は1億4,871万6,000円となりました。

簡単ですが、説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

○星委員 幾つか質疑をいたしますが、まず、資料第9号の表2のところですけども、記載された被保険者数、加入者数ともに増減がありますけども、結果として増減が出たのは分かりますが、新たに加入してきた人は何人ぐらいいて、どういった理由で加入してきたのか、また、抜けていった人たちはどれぐらいいて、どういった理由で抜けていったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○越川保険年金課長 事務報告書の575ページに記載がございます。異動状況として、転入が1,623、社会保険の離脱が3,147、そのあたりが大きく加入した方々になりまして、喪失につきましては、転出が1,325、社保への加入が2,612、後期高齢に移ったことが1,119となっており、主に社会保険適用事業所に入ったこと、それから後期高齢者医療に入ったこと、このあたりが増減の理由となっております。

○星委員 国保の資料をすごく詳しく見てきたと思ったんですが、事務報告書を見るのを忘れていて、抜けていった人は分かりましたけど、入ってきた人の説明はしましたか、何て言ってたっけ、社会保険をやめて入ってきた、どうか、分かりました。ちょっと国保の構成を考えたいと思ったもので、それで今の質疑をいたしました。

次なんすけども、いつものように赤字部分を質疑したいと思いますが、税率を上げておりますのは、言うまでもありませんが、東京都が赤字と規定している一般会計からの法定外繰入金を減らすためであります。それが、決算書のほうの198、199ページ、その他繰入金にありますけど、これが全額でないことは、毎年質疑していますので、すみません、この赤字とみなされる金額をお願いいたします。

○越川保険年金課長 令和6年度決算で、赤字とみなされる金額が9億971万40円ということで確定しました。

○星委員 9億971万40円という数字をお示しいただきました。これは、先日の厚生文教委員会におきまして、令和6年度決算が確定したので一般会計に戻したという補正がありましたけども、こういうものを差し引いた分の最終的な額ということでおろしいんですね、ちょっと確認です。

○越川保険年金課長 一般会計に戻した額は、この赤字とみなされる額には含まれないので、それはそれで、赤字以外のところでも確定して、それと別に赤字のほうが9億971万40円で確定したことになります。

○星委員 補正もやっていながら、ちょっと勘違いした部分がありますが、分かりました。9億971万40円で確定ということですね。これが赤字とみなされる部分ということで、それで、その前年度との比較をしたいんですけども、その赤字額の部分ですが、昨年も聞いていますので、10億2,957万2,659円というのが前年度の令和5年度の赤字額ということですけども、これが今年度9億971万40円というのが要するに全部赤字ということで、これだけですか。

○越川保険年金課長　　委員のおっしゃるとおり、その10億2,957万2,659円に対応する額が、今年は9億971万40円になります。

○星委員　　そうすると、赤字額の解消がどれぐらいできたかというと、1億1,986万2,619円ということなので、これが国分寺市が減らした赤字額であります。

これが減らした分ですけども、今、私が申し上げた金額、これは予定どおり進んでいるのかどうかということをちょっとお聞きしたいということで、というのも、資料第9号の表1のほうでは、調定額差引は真ん中にあるので、これで分かりますけど、ちょっと収納額で比べると1億6,000万ほど増えているなどいうふうに思って見ていました。先ほど御説明のあったとおり、税率を上げているので、お金が入ってきたので、こういうふうに前年度と比べて国民健康保険税は増えていますが、それで先ほどの額を減らせたというか、減ったというふうに思うんですけども、ただ、被保険者数、加入世帯も減っている、また、歳出のほうで見ると、保険給付費も減っている、歳出が減っているということも含めて、税率を上げたから確かに赤字分を減らすことにつながるんですが、一方で人も減っているし、療養給付費も減少したというふうに、歳出も減っている部分もあるんですけども、そういう意味で先ほど言った金額をどのように捉えているのか、要するに削減した額をどのように捉えているのか、その辺の見解をお願いいたします。

○越川保険年金課長　　被保険者数は減っている、給付費は減っているけれども、1人当たり医療費というのが減っていないんです、増額になっています。医療費の高額化、それから加入者の高齢化で増えていると。そうすると納付金が必ずしも減るわけではない、出さなければいけないものは被保険者数の減と比例して下がっていくわけでもないんです。そのあたりをいろいろ加味しながら納付金というのが決まってきて、納付金に対しての赤字になるわけですが、赤字の部分を今、計画どおりには減らせているという形になっております。

○星委員　　保険給付費は減っているけど、それは全体の減なのか、一人一人の減なのかと聞こうと思っていたんですが、一人一人は上がっているということですね。高額医療のためですね、分かりました。でも、結論から言うと、市が考えていたとおりに赤字の削減が進められていると、そこは確認いたしました。

確認するのは以上ですが、最後に、税率を上げていくと、払えない人が増えるんじゃないのかなと思ったんですけども、収納率を見ますと、そうでもないというところが言えるなというふうに思っております。同時に、収納率が高いから税率を上げても大丈夫ということにもなっていかないと思っているんですが、消費者物価指数の上昇が2023年も高水準だと、昨日の新聞にちょうど載っていたんですけども、今、令和6年度の決算をやっているので、収納率が高いのはやっぱり物価高で家計が疲弊する中であっても、国保税をはじめとしまして、一般会計で見てきましたが、税金をやはりきちんと納めてくれている市民のそういう実態があるからだというふうに思っております。

それで法定外繰入金をなくすには、東京都が求めております標準保険税率にまで国分寺市も引き上げていくしかないということで、ただ、都が示す税率も年々上昇しております、赤字解消とは一体どこにゴールがあるのか、見えないままというふうに思っておりまして、税率つまり被保険者の負担の上昇が続いていくことになってしまうのではないかと、この部分は心配しているところであります。

また、先ほどありましたように社保に移行させていくという国の方針もありますし、また、そうなりますと、国民健康保険の構成は退職した人とか、失業した人とか、それから、先ほど1人当たりの医療費が増えているとありましたので、医療にかかる人、こういった人たちの構成になっていくことが、今後ますます予想される中で、国保の将来像が不透明になっていくことを国や東京都から強いられているとしか考

えられないなというふうに申し上げながら質疑を終わります。

○中山委員 まず、関連からお聞きしたいと思いますけれども、今、星委員とのやり取りで計画どおりにこの赤字補填分を減らしているという答弁がありました。これは国民健康保険運営協議会に、令和6年度の決算などで、令和5年度のときに値上げしますと、それによって赤字補填分がこれぐらい削減されますという資料がたしか出ていたと思うんですけど、そのとおりという理解でよろしいですか。

○越川保険年金課長 それと違う形になります。こちらが予測したよりも被保険者数の減が大きい一方、所得が伸びているので、そのときとは状況が変わっているという形です。

○中山委員 好転というか、思ったより被保険者が減った中でも、赤字補填分の解消は進んだという理解でよろしいですか。

○越川保険年金課長 おっしゃるとおりです。

○中山委員 ありがとうございます。そうすると今、総所得が増えているということなので、その点は確認をしまして、それと、資料第24号と第22号を出していただきました。例年出していただいている資料なんですが、システムが変わったということで、これまでどおりの資料は作るのが困難だということで、こういう形になりました、資料第22号のほうは、各年代ごとの調定額と収納率の差です。これは以前、年代ごとと所得ごとで、この滞納がどのくらいあるかという表を出していただいていたんですが、収納率と所得の結びつきがデータ上なくなってしまったということで、この表が出せるということで出していただきまして、ありがとうございます。

傾向としては、同じように見てとれたかなというふうに思います。やはり若い世代の中で収納率が低くなっているということで、今後、この収納率の関係の取組としては、こういうところにどうやってアプローチしていくかということになると思うんですが、なかなか難しい面もある世代かなというふうに思っておりまして、その点、まずは今後になってしまふんですけども、この辺の対策というのはどういうふうなことを考えられているのかなというのを今、現段階であれば、お聞きしたいと思います。

○下河原納税課長若い世代の収納率の対策ですけれども、どうしても若い世代につきましては、連絡が取れないと、相談がない傾向が見られることから、収納率が若干下がっている傾向だと見えます。引き続き若い世代に何度も連絡するなどして、御本人様に、もしお困り事があるようであれば、寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

○中山委員 対策としては、なかなか難しいところであるかなというふうに思っております。先ほど、星委員が最後の意見の中で、全体の収納率は下がっていないと、ただ、その辺、保険税が上がる中でやはり苦労して納められているんじゃないかということに触れられていましたけども、私もそういう面はあるだろうというふうに思っております。

資料第24号ですけれども、裏面が国分寺市の所得別の加入世帯数で、欄外に米印で100世帯飛びに抽出しているとあります。おおよそ100を掛けた数字で全体像を見ればいいのかなということで理解をしております。これも、これまで出していただいた資料と、それなりに傾向としては同じく見れるのかなと思うですが、これ、ちなみに中央値ということを考えると、大体100万円ぐらいの所得のところが中央値になるという理解でよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長 154を2で割ったあたりなので、中央値は100万円から110万円というふうに捉えております。

○中山委員 ありがとうございます。今の154というのは総数ですね。総数の154を2で割ってということ

ろですね。この資料は恐らく御苦労いただいたて作っていただいたと思うんですけども、先ほどあったように総所得が伸びている一方で、やはり低所得世帯も多いわけとして、そういうことを考えるとやはり今後もちょっと見ていきたいデータだなというふうには思っております。毎年、ありがとうございます。

決算のこの資料についてちょっとお聞きをしたいと思うんですが、まずお聞きしたいのは、保険料の減免についてなんんですけども、これ、事務報告書に出ていないですよね。この資料にもないかなと思いまして、4つぐらいかな、幾つか項目があると思うので、それぞれ何件あったか教えていただけますか。

○越川保険年金課長 東日本大震災が2件、収入減が1件、その他が1件という形になりました、合計4件になります。

○中山委員 国保のほうは、生活困窮世帯への減免はないんでしたっけ、目的的に。今、おっしゃった答弁にはなかったんですけども、ありますよね。

○越川保険年金課長 生活困窮というのではなくて収入減ということで、前年度から収入が下がったというところで減免になります。生活困窮は、最初から0円です。ずっと0円の人は、減免にはならないです。

○中山委員 いやいや、条例上、生活保護基準の1.2倍だったと思うんですけど、その世帯は生活困窮で減免対象のはずなんんですけど。前年から所得が下がったとかじやなくて、その水準にいる、生活保護のちょっと上の世帯です。そこの減免は、国分寺市はやっていただいているというふうに、私は理解をしているんですが。

○越川保険年金課長 生活困窮というのは、納税義務者の失職または廃業で、収入が皆無または著しく減少して生活困窮となった場合という形なので、前年と比較して、おおむね直近3か月の収入が皆無もしくは著しく減少というところと、あと生活困窮世帯の状況は、世帯月収が生活保護基準の1.5倍未満に相当する程度というところで判断しております。

○中山委員 ちょっとまたそれは調べます。ほかの質疑をしたいと思いますけど、資料第9号で保険給付費が若干減少していますけども、療養給付費は緩やかな伸びと当初の説明があったと思うんですけど、そうすると高額療養費が下がったことによって、この療養給付、保険給付費は、総額で下がったという理解でよろしいんですか。

○越川保険年金課長 緩やかな伸びというのは、1人当たり保険給付費の伸びを想定していたところが緩やかな伸びだったと。保険給付費は被保険者数が減しているので、下がってはいるという感じです。

○中山委員 すみません、隣に前年度比較の理由が出ていましたね、分かりました。それと、この公債費と予備費との関係なんんですけども、令和5年度ではこういう対応ってなかったと思うんですけども、この辺、公債費、予備費の部分、ちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長 公債費は、国保の特別会計のほうで支払わなければいけない、東京都は国保連に支払わなければいけない額が保険料の収入が後から來るので足りなくなると、その部分を一般会計から借りていたんですが、基金を取り崩したりして、今、かなり一般会計も苦しい状況なので、国保としてお金を借りると、その利息を国保として支払うという形になっております。

○高野委員 資料第9号に基づいてお伺いしたいんですけども、表3の5番目のところに保険基盤安定繰入金の増額ということがありまして、こちらについてちょっと説明をお願いします。

○越川保険年金課長 保険基盤安定繰入金は、主に低所得者、それから産前産後の免除などの低所得者とか、そういう方々に対して免除した部分について、国と都が補助金をくれるという形になっております。低所得者の範囲を、今、国が少しづつ広げておられますので、その関係で、歳入が増えたというところにな

ります。

○高野委員 そうすると、低所得者層世帯が増えたというわけではないということですか。それとも、国が増やしたから増えたということなんですか、どっちですか。

○越川保険年金課長 世帯数でいうと全体の被保険者世帯が減っているので減ってはいるんですけども、軽減賦課になっている世帯の割合は増えているという形です。

○高野委員 分かりました。あともう一点、国保加入世帯で所得ゼロ世帯というのが、今回、この決算の内容では、均等割は変わっていないので所得割が増えたということで、影響はなかったという認識で間違いないですか。

○越川保険年金課長 低所得世帯の全部が均等割だけというわけではないんですけども、それほど大きな影響はなかったのではないかと予測しています。

○高野委員 すみません、今、お聞きしたのは所得ゼロ世帯という意味だったんですけども、そこをもう一度お願いします。

○越川保険年金課長 所得がゼロであれば所得割がかからないので、全く影響していないです。所得割がかからない、均等割だけなので、均等割を改定していない年は、全く影響がないという意味でございます。

○高野委員 最後になりますけど、一応、中山委員が毎年のように請求されている資料で、私も参考にさせていただいている、所得ゼロ世帯について令和3年度が5,680世帯で加入世帯の29%、令和5年度が6,073世帯で30%と、ちょっとずつ増えてきているという認識だったんですが、ちなみに令和6年度は、所得ゼロ世帯が何世帯で、加入世帯中に占める割合について教えてもらえますか。

○越川保険年金課長 今、ちょっとその数値を出していないんですが、資料第24号から計算しますと、154世帯のうち所得なしのが44世帯ですので、28.5%ぐらいです。

○高野委員 分かりました。ありがとうございました。

○中山委員 先ほどの減免のところなんんですけど、過去にも私、この減免のところについては、やり取りをさせていただいている、国分寺市の条例・規則では、生活困窮者への減免も位置づけられていると。しかし、その周知が足りないのではないかという点でやり取りさせていただいている、納税通知書なんかにその案内は入れてもらうようになったという記憶がありまして、今、どこかなと調べていたところなんですけども、ちょっと私の勘違いか、また調べます、終わります。失礼しました。

○田中副委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより直ちに採決いたします。議案第69号、令和6年度国分寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中副委員長 賛成多数。よって、本案は認定することに決しました。



○田中副委員長 議案第70号 令和6年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算書の218ページから255ページまで及び284ページの実質収支に関する調書について、一括して、高齢福祉課長からの説明を求めます。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 議案第70号、令和6年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳

出決算について、資料第10号に沿って説明させていただきます。事前に資料を差し替えさせていただいていまして、差し替え後の資料を御覧ください。提出後に差し替えとなり、申し訳ございません。

それでは、1ページをお開きください。

資料上、記載されている1ページで、電子媒体で御覧の方は、画面上3ページとなります。令和6年度介護保険特別会計の歳入歳出決算概要でございます。当初予算が98億5,280万9,000円、予算現額が100億6,256万2,000円に対しまして、歳入決算額が100億815万5,894円、歳出決算額が96億4,195万1,296円となっております。

次に、資料上の2ページから8ページまでが、歳入歳出の決算額内訳でございます。

続きまして、9ページ、電子ですと11ページ、前年度との比較を御覧ください。

こちらが決算額の内訳及び前年度との比較でございまして、歳入につきましては、前年度比4.3%の増、歳出につきましては、前年度比3.7%の増、そして、歳入歳出差引残額が3億6,620万4,598円となっております。

続きまして、10ページ、電子上の12ページ、令和6年度決算総括を御覧ください。

こちらは決算総括でございまして、右上の（2）決算剰余金の前年度繰越金の欄に、先ほどの差引残額3億6,620万4,598円を繰越額として記載しております。下の繰越金の内訳にありますように、公費保険料の負担割合に応じて計算した国、東京都支払基金それぞれの財源の超過額を記載しております。超過額はそれぞれ返還し、残りが保険料の分となりまして、こちらを準備基金に積む形となっております。

各財源の返還額の算出については、資料上の10ページから12ページに記載しておりますので、御参照ください。

なお、資料11ページの一番下に記載しております重層的支援体制整備事業に係る保険料財源分の繰出超過額112万4,095円は、特別会計に返還されます。

続きまして、資料上の13ページ、電子媒体ですと15ページ、積立基金の状況を御覧ください。

こちらは介護給付費準備基金の状況でございまして、年度末現在高は令和5年度末と比較して約3,300万円減の13億3,094万2,000円となっております。

次の資料掲載上の14ページから18ページが介護給付費の状況でございます。

前年度と対比して給付額が伸びているサービスが多く、全体として4%弱の伸びとなっております。

次の資料の19ページ、20ページは介護認定の状況となります。

19ページの表に申請者数を一覧にしておりますが、令和5年度と比較して、新規申請、更新申請とともに件数が減っております。

続きまして、21ページから23ページの給付実績につきましては、後ほど御参照いただけたらと思います。

続く24ページ、25ページが被保険者数の推移です。

次の資料掲載上の26ページ、27ページ、電子媒体の28ページ、29ページは、保険料の徴収状況でございます。資料掲載上26ページ、電子上の28ページの表、一番下の合計欄の中ほどにありますとおり、令和6年度における保険料全体の徴収率は前年度と変わらず、98.3%となっております。

続きまして、28ページから30ページは、保険料と利用者負担額についての低所得者対策の状況でございます。

最後に、31ページは、総合事業の状況でございます。

続きまして、決算書の284ページを御覧ください。こちらが実質収支に関する調書でございます。

先ほど説明いたしましたとおり、歳入歳出差引額3億6,620万4,000円が実質収支となっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

○はぎの委員 御説明ありがとうございました。決算書の251ページの下の高齢者成年後見制度利用支援に要する経費のところになります。事務報告書は603ページになります。今回の執行状況及び成果ということで見させていただいて、申立て件数が5件ということでございました。報酬助成件数が7件ということです。この差というか、2件ありますけど、これは前年度までのいわゆる申立て分が年度をまたいで報酬が発生して、その分が乗っかっているのでこういう差が出ているというような、そういう見方でよろしいのかどうか、確認をさせてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 はぎの委員のおっしゃるとおり、令和6年度の新規のものと継続のものが合わさった額となっております。

○はぎの委員 見方のところありがとうございます。分かりました。

そして主管課長からの事務事業評価のところで後段の部分がありますけれども、制度利用促進に係る国の方針を踏まえ、申立て費用の助成を新設、報酬助成の対象者拡大のため国分寺市成年後見制度の利用に係る費用の助成に関する規則の改正を行ったということで、これが令和7年4月施行ということになります。ここでもまた確認させていただきたいのは、施行前の申立てで、この施行後、4月以降に報酬が発生したものに対してもこの助成は対象となるのか、それとも新規に4月以降の申立てのものでないと発生した報酬は助成対象にならないのか、その確認もさせてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 令和7年4月以降の新規が対象となります。

○はぎの委員 4月以降、新規のものということで確認をさせていただきました。今後やはり負担軽減を図っていただきかなきやいけない、この制度を利用される方の需要の高まりというのは、かなり伸びていくだろうなということで予想はしております。特に認知症の高齢者等の判断能力が不十分な方々に対して本当に必要な制度ではありますし、私もたまに御相談を受けますけれども、特に訪問販売であったり通信販売等で、本人に不利益になるような不要な契約に対しての取消し、そういう取消権の行使をしていく上でも、やはりこういった制度は大変重要だと考えております。様々御担当の御努力、御尽力でこれまで進めてきていただいたところでありますけれども、今年度、様々拡充を図っていただいているので、引き続き使いやすい制度、そういう周知も含めてお願いをして終わりたいと思います。

○森田委員 私からは、決算書253ページの在宅医療・介護連携推進に要する経費、事務報告書ですと607ページになります。こちらなんですけれども、令和5年度が3万3,865円で、令和6年度の歳出合計が288万8,336円と皆増でしたので、ちょっと質疑させていただきます。

その中で、在宅医療・介護連携相談窓口のほう、国分寺市医師会に以前も委託していたんですけども、またここに来て再度委託して、令和6年11月から準備期間を経て令和7年1月より設置されたということで、予算額が大きくなつたということなんですねけれども、この窓口は市民が直接利用するものではなく、医療・介護、福祉の関係者が連携調整の相談を行う専門的な窓口だと理解しております。今回、再び国分寺市医師会に委託して開設されましたが、これまでの経緯を踏まえ、今回の委託によってどのような効果などがあったのか、まずお知らせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 令和6年度につきましては、医療機関からの相談がありまして、退院の支援を行っております。今後、高齢化により、在宅での医療と介護というのは重要な

なってきますので、より効果的なものになるように医師会と協力しながら連携していくことが必要かと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。医師会と協力して在宅医療と介護は本当に重要なところだと思ってますので、窓口のほうは、今までの地域包括支援センターのほうでも行っていて、今回、医師会のほうがより専門的なところで支援していただけると思います。何とぞよろしくお願ひいたします。

厚生労働省が、高齢化がピークを迎える2040年頃を見据えて、入院から在宅医療への流れを強化する方針を示し、地域医療構想を見直そうとしているところでございます。その中で、近隣の三鷹市では、研究や人材育成、実践を兼ねた総合拠点を整備するなど、こうした先進的な取組も進んでおります。本当に非常に重要な分野ですので、国分寺市といたしましても、在宅医療・介護連携相談窓口の機能強化や地域のネットワークづくり、私も参加したことあるACP（人生会議）の普及啓発など、本当に地域包括ケアの基盤強化につなげていく必要があると考えております。今後迎える2040年とか、高齢者の方がより多くなる時代を見据えて、どのような方向性を持ってこの事業に取り組んでいくのか、一言お願ひいたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今後さらに高齢者の人口は増えていくということと、長寿化により、在宅介護と医療の連携というのが非常に重要になっていくということと、地域での支援が大変重要になっていきますので、そういった他市の参考事例も参考にしながら、検討してまいりたいと思います。

○森田委員 ありがとうございます。本当に大枠でしっかりとやっていただいて、重要なことは高齢の方が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていけるようなまちづくりを目指すことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○中山委員 幾つかありますけども、まず、資料第10号の13ページ、積立基金の状況のところでお聞きしたいんですけども、令和6年度から第9期が始まっていますけども、第9期のところも保険料は基本的には標準保険料で据え置いた。低所得のところは若干下げた、クラスを分けて下げたかなというふうに認識をしています。その際、計画をつくる際に、基金を幾ら崩してと、3年間の中での話ですけども、そういう資料があったと思うんですが、第9期のところで保険料を据え置いた中で、幾ら基金を取り崩すかというのは、7億円でしたっけ、ちょっとその確認からお願ひしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 計画の段階では、約7億4,000万円を介護給付費準備基金から取り崩す予定で算定しております。

○中山委員 計画の段階では、その金額を3年間に分けてということになると思います。この表を見て分かることおり、初年度で1億円を超える取崩しがあったのは、平成27年以降では久しぶりという状況になっておりますけども、分かりました。

それでお聞きしたいのは、資料19ページで、申請者数、新規と更新の件数は下がっていると。令和5年度も下がっているんですけども、これは今後下がっていく見込みなのか、この上の表も見ると下がったり増えたりを繰り返しているんですけど、なかなか読みづらいところなのか、その辺のお考えというか、予測を教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 まず、更新については、減っているところなんですけども、こちらは平成30年と令和3年に、認定の有効期間の最長期間というのを長くしたことによりまして、令和3年以降に、48か月の有効期間で更新された方がいらっしゃるので、その分、この期間は更新が減っている状況ですので、この方々が有効期間を迎えるときに、更新申請については増えるのではないかと予測し

ております。新規につきましては、今回、微減ではありますけども、今後高齢者の人口が増えていきますので、増えていく方向だと予測しております。

○中山委員 ありがとうございます。その右側に年度末における認定者数が出ていますけど、これは増え続けている、微増し続けているという状況を確認しております。

それで資料の21ページのほうに行きまして、給付実績の分析があるんですけども、これは基本的に、総体的には伸びています。ただ、幾つか、前年度と比較するとマイナスにもなっていまして、そこで気になったのは訪問介護なんです。若干ですけども、訪問介護が昨年より下がっているんですが、私、この訪問介護は、介護認定を受けても福祉用具だけお借りするとかそういう方がいらっしゃるのは知っているんですけども、そうは言っても基本的なサービスの一つだと思っているんです。この間、令和6年の報酬改定で、訪問介護だけ報酬が下げられてしまったという中で、幾つかの事業所の廃止ですとかそういう厳しい状況もあるという中で、平成30年から訪問介護の給付の決算額を見てみたんですけども、毎年2,000万円から4,000万円、ずっと増え続けてきて、平成30年からずっと増えているんです。コロナ禍のときも訪問介護は継続していただいている状況があったので、それも含めて増えてきていると。ここで微減ではあれ、減ったことの要因というのはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 介護報酬の改定による影響もあるのではないかというところはあるんですけども、そのサービスを受ける方の要介護度によっても給付費というのが増減するところがございますので、まだ、細かい分析が令和6年度についてはできていないところもあるんですが、今後、新しい計画を策定する上で、こちらは分析してまいりたいと考えております。

○中山委員 その報酬改定の影響があるのかどうか、まだ分からぬといふところの答弁だと思います。ただ、もう一つは介護度によるというところもありましたけども、介護度が低い方のほうが訪問介護の利用が少ないので、在宅かどうかによると思うんですよね。在宅でいらっしゃる方は、介護度が高いとほぼ訪問介護を使うのかなというふうに思うんですけども、今、介護度によってという答弁もありましたので、その介護度ごとの認定者数の推移ですとか、そういうのもやはり見てみる必要があるのかなというふうに思いました。ちょっと大事なところであると思うんです、この訪問介護という事業が。なので今後も見ていきたいと、私も思いますけども、この間、やはり報酬減になったことによる影響、事業者へアンケートを取ったらどうかというような提案もあったと思いますけども、それも含めてどういう事態が起きているのか。事業所の減少だけでなく、新規受付を事業者はどういうふうに判断されているのか、そういうところも含めて確認する必要があるんじやないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 委員のおっしゃるとおり、そういう状況というのは市として把握する必要がありますので、事業者が集まる連絡会などでヒアリングをするなど、今後の計画を策定する上で分析してまいりたいと思っております。

○中山委員 これで終わりますけども、そのヒアリング含めて、次期計画に向けたアンケートもありますし、それだけに限らずアンケートを取るという方法も考えられると思います。それぐらい大事な点だというふうに思っていますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。終わります。

○高野委員 事務報告書でいうと590ページ、591ページのところになるかと思います。今回、保険料の改定自体は、この刻みが増えたというところでは認識をしておりますけども、これは累進度合が強化された刻みが増えたということで、そういうふうに認識して間違いないでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 国分寺市では、第9期から、保険料は20段階というふうに

細かく分けております。これは、より低所得の方の負担を抑え、高所得の方から保険料を少し高めに設定させていただくというような形にしております。

○高野委員 ありがとうございます。一方で、改めて591ページの第1段階というところ、2番の表の一番上になると、生活保護の受給者とか住民税非課税世帯にも、額は低いとはいえ徴収はあります、減免措置等はないということで合っていますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちら第1段階、第2段階など低所得の方については、他市と比べると保険料をかなり低く抑えているというところもございますが、さらに生活困窮につきましては減免が有りまして、資料の29ページにその減免の状況についてもございますように、生活困窮で7件、減免をしております。

○高野委員 分かりました。ありがとうございます。終わりります。

○高瀬委員 簡単にお聞きしたいと思います。先ほどの中山委員との御質疑の中であったんですけれども、資料の19ページになりますが、申請件数等々は令和5年度より若干減っているということがありますけれども、右のほうの列を見ると、認定者数ということでは増えているということです。認定をされたから全ての人が介護保険を使っているかといったらそうではないということも、理解はしている上でお聞きしたいと思っています。

資料の20ページになりますけれども、認定審査会の審査状況ということで、要介護1の方たちのところの下の枠に、令和5年度は、認知症の方が800人というふうに表記されています。令和6年度については、要介護1の人が1,034人の中で認知症と見られる方が727人ということで、そういう表の見方でよろしかったでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 要介護1の中で、認知症ということで判定された方は727人ということで、おっしゃるとおりです。

○高瀬委員 ありがとうございます。ということで、要介護1あたりで、認知症だよと言われる方がやはり割合としても非常に多くなっているなというのが見てとれます。本当に早期の頃の対応の仕方というのは非常に重要で、そういう意味では、専門職がしっかりと一人一人に合わせたこれまでの生活や暮らしぶりなども確認をしながら、ケアをしていくことが重要だと言われているものです。ですので、そういう意味では、認定者数は増えているわけなんですが、この要介護1あるいは2のところにも、しっかりと支援が入っていかなければいけないなというふうに思っています。

そういう意味でお聞きしたいのが、やはりこのところずっとケアマネジャーが不足していたりとか、ヘルパーの不足ということが言われているわけです。事業所も撤退あるいは休止をしているということで、ほかの事業所に移っている方もいらっしゃるというふうに思っておりますけれども、ヘルパーの高齢化も、今、問題になっているところです。そういう意味では、今回、いろいろ調査をしていただけるということなんですが、新たに申請をした方が支援をしばらく待たなければいけないとか、あるいは必要なサービスよりも少ないサービスを受けるようなことになっていないかなど、もう少し現状を把握していただきたいというふうに思いますけれども、ケアマネとヘルパーについて、いかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 介護人材の担い手不足というのは、担当でも認識しているところであります、ヘルパーなどについては研修などの支援を行うことや、ケアマネジャーについても担い手不足ということは認識しているので、研修の支援をするということと、あと今回、地域包括支援センターのほうに令和7年度から委託費を増額して、人を配置するようにというような措置を取っております

す。

○高瀬委員 地域包括支援センターのほうは要支援1・2の方のケアプランをつくるというところだと思います。ほかに委託をしてもいいよということなんですが、ケアマネがいなくて委託できないということも聞いています。なので、今回、予算をつけていただいたということでは非常にありがたいと思いますが、そもそも人がいなければ対応できないということはありますので、そのことがどういうふうに影響しているのか、あるいは2025年というのは一つの区切りと今まで思っておりましたけども、そんなに大きな問題にはなっていなくて進んでいるのか、その辺が分かりづらいので、しっかり把握に努めていただきたいなというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

それと、もう一点だけなんですが、介護の積立基金の状況のところ、資料の13ページです。決算剰余金が発生した場合は積立てをするということで、そこは理解をします。積立金についてもその前のページには出していただいているんですが、1億4,300万円ぐらいというところで積立て、それから取崩しがあるわけなんです。第8期においても、保険料は一定据置きということがあったと思うんですが、この取崩しの金額のこれだけ大きな差というのは、何が要因なのか教えていただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらは基金の取崩しの額の大きな差というところですけども、まずコロナ禍のときに、給付費が大分減ったということで、基金への積み増しが増えていて、基金の残高が非常に予定よりも高くなっていたところで、次の第9期の計画を立てるときに、保険料を据え置きするために取崩しを大きくするということで、第8期が少ないというよりは第9期の取崩しが大きいというような状況になっております。

○高瀬委員 令和2年度、3年度あたりが、新型コロナウイルス感染症がまだ続いていた厳しいときだったと思っています。給付も下がっていたというのは理解しているところです。それによって積立金は増していたということかと思うんです。使わなかつたものがあったので、剰余金ということだと思います。その取崩しについては、保険料の据置きになった分を取崩しをしたのではないかというふうには考えているんですが、ちょっとそこをもう一度教えていただけますか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 まず、計画を立てるときに、令和6年度から8年度まで、これだけ給付費が必要になるという予測を立てまして、それをそれぞれの負担分で計算して保険料というのを算出しております。

その保険料が、必要となる保険料分がこれだけというのに対して、保険料の基準額を据置きするために、幾ら取り崩せばできるかということで、この取崩しの金額を算定しております。令和3年度で、先ほど申し上げた7億円とかの取崩しの金額を決めているところなんですが、実際に給付費とかが確定した段階で、それぞれ負担の割合が決まっていますので、必要な部分は保険料から充当されるんですけども、余った部分が積み増しされるというような形で、積み増しなども行っています。

○高瀬委員 第9期については、先ほど中山委員の御質疑の中でもあったので理解はしたところです。第8期についても同じように据置きにはしていたかなと思うので、ここの差があまりにも大きかったので、どういったことだったのかなというふうに思って、お聞きしたわけなんですが、それぞれの期の中で検討し、今後の給付だったりとかあるいは保険料の据置きといつても恐らく条件が違っているんだろうと思いますので、それでこの金額の差が出たというふうに理解してよろしいでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 高瀬委員のおっしゃるとおりです。

○田中副委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中副委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより直ちに採決いたします。議案第70号、令和6年度国分寺市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中副委員長 全員賛成。よって、本案は認定することに決しました。



○田中副委員長 議案第71号 令和6年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算書の260ページから279ページまで及び285ページの実質収支に関する調書について、一括して、保険年金課長からの説明を求めます。

○越川保険年金課長 議案第71号、令和6年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

資料を御用意しております。資料第11号を御覧ください。

初めに、資料の表紙に記載しております実質収支について御報告いたします。実質収支は4,397万2,260円となりました。

1枚おめくりいただきまして、1ページの、令和6年度の歳入歳出決算額対比表になります。一番右に、前年度決算との差の説明、右から2番目に当初予算と決算額との差の説明を記載してございます。全体的な傾向として、年々被保険者数の増加に伴い、歳入歳出が前年度比で増加しております。特に令和4年度から令和6年度までは、いわゆる団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行していらっしゃいましたので、被保険者数が、令和6年度は前年度から約2.28%の増となりました。

歳入の主な内容といたしましては、一番上の後期高齢者医療保険料が前年度と比較して約1億4,000万円の増となっております。

歳出の主な内容といたしましても、被保険者数の増加に伴い、広域連合負担金が前年度比で約1億1,000万円の増となっております。

2ページ目には、過去5年間の決算値の推移を掲載しております。

3ページ目以降につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合作成の資料を用いまして、市区町村別実績の情報提供をしてございます。

簡単ですが、説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

○中山委員 簡単に確認だけさせてください。資料から保険料の改定があった年度ということは確認をしております。加えて、窓口負担の変更があったのは令和6年度でしたっけ。

○越川保険年金課長 令和6年度からでなかったことは確かなんですが、何年度からだったかちょっと今、思い出せないので、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○中山委員 令和6年度ではないんですね。今年になりますけど、激変緩和措置が終わるというようなニュースを目にして、それは令和6年度の改正かなというふうに……。

○越川保険年金課長 ※令和3年度でした。 (※64ページに訂正発言あり)

○中山委員 ありがとうございます。ただ、保険料の改定があった年ですので、その点だけは確認をさせ

ていただきましたので、終わります。

○田中副委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中副委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより、直ちに採決いたします。議案第71号、令和6年度国分寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中副委員長 賛成多数。よって、本案は認定することに決しました。



○田中副委員長 議案第72号 令和6年度国分寺市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算書の302ページから333ページまで、一括して、下水道課長からの説明を求めます。

○野口下水道課長 議案第72号、令和6年度国分寺市下水道事業会計決算の認定について、御説明いたします。資料第12号も御用意しておりますので、併せて御覧ください。また、説明の途中ですが、ページが前後いたしますことを御了承いただければと思います。

決算書302、303ページをお願いいたします。下水道事業の運営に係る経費、収益的収入及び支出になります。収支につきましては、約2億7,100万円の支出超過となっております。こちらにつきましては、現金支出を伴わない減価償却費が多額に上ることが主な要因となっております。

304、305ページをお願いいたします。

建設改良費の財源となる企業債収入や、企業債元金の償還金等を計上しています資本的収入及び支出になります。収支につきましては、約3億9,400万円の支出超過となっております。こちらにつきましては、内部留保資金等で補填している状況となっております。補填財源の内訳につきましては、表下の枠部分に記載のとおりとなっております。

続きまして、306ページをお願いいたします。損益計算書となっております。

下のほうになります。項番5、特別損失、2つ目の当年度純損失です。収益から費用を差し引くと約3億2,300万円となります。先ほどもありましたが、減価償却費の計上額が大きいことが最大の要因となっております。また、減価償却前の金額にした場合につきましては、収益が支出を約7億2,400万円上回っていることとなっております。

319ページ、キャッシュ・フロー計算書をお願いいたします。

下から3行目、資金増加額は約5億5,000万円となり、期末残高は約18億4,400万円となりました。

戻りまして、314ページをお願いいたします。

一番上の表、経営指標になります。決算額、これらの数字から導かれます経営指標などを踏まえますと、当面の事業運営に支障を来すことはないものと考えております。

最後になります。監査委員からの意見書の中にもございますとおり、現在、下水道事業は整備更新期に入っていること、また、下水道道路の全国特別重点調査の実施が要請されていることなど、これらの支出増加に備え、今後も効率的で健全な事業経営に努め、安定的かつ永続的な下水道事業運営を図ってまいります。

大変簡単ではございますが、説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○田中副委員長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたしたいと思います。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○田中副委員長 それでは、質疑を終了いたします。

これより直ちに採決いたします。議案第72号、令和6年度国分寺市下水道事業会計決算の認定についてを認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中副委員長 全員賛成。よって、本案は認定することに決しました。

ここで、先ほどの答弁の訂正があるようですので、保険年金課長の発言を許可します。

○越川保険年金課長 議案第71号の質疑中の答弁について、後期高齢の窓口負担割合で2割負担が導入されましたのは、令和3年度の法律改正で、実際に施行されたのは、令和4年10月1日からでした。失礼いたしました。発言の訂正のお取り計らいをお願いいたします。

○田中副委員長 訂正を認めます。

以上で本委員会に付託されました全議案の審査が終了いたしました。委員の皆様、説明員の皆様の御協力に感謝を申し上げます。また、委員会審査のために様々な資料を作成いただいた職員の皆様にも、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時07分閉会